

令和5年度

宮城県薬物乱用対策報告書

令和4年度における薬物乱用対策の
実施状況・目標達成状況

宮城県薬物乱用対策推進本部

目 次

第1部 総説	P1
概況	P1
基本目標1 啓発強化と薬物乱用未然防止の推進	P1
基本目標2 薬物乱用者及びその家族への支援充実による再乱用防止の推進	P2
基本目標3 指導取締り・水際対策の徹底	P3
第2部 各種施策の展開と個別目標の達成状況	P4
第1章 基本目標1 啓発強化と薬物乱用未然防止の推進	P4
対策1 学校における薬物乱用防止教育の推進と充実強化	P4
【取組 1-1】講演会等による啓発、麻薬探知犬デモンストレーション	
【取組 1-2】教職員への共通理解の徹底、生徒保護者への啓発	
【取組 1-3】薬物乱用防止啓発訪問事業の有効活用	
【取組 1-4】薬物乱用防止教室講師派遣体制の充実と育成	
【取組 1-5】薬物乱用防止教室の推進	
【取組 1-6】各市町村教育委員会、県立高校への通知	
【取組 1-7】学校警察連絡協議会連絡会議の活用	
【取組 1-8】私立学校に対する薬物乱用防止の啓発	
関係資料	P11
対策2 青少年や家庭、地域住民に対する薬物乱用防止や多様化する乱用薬物啓発の推進	P13
【取組 2-1】「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動の積極的な展開	
【取組 2-2】青少年健全育成条例に基づく有害図書類指定等による環境整備等	
【取組 2-3】少年警察ボランティアと協働した街頭活動の推進	
【取組 2-4】PTAに対する研修会等を利用した保護者への啓発	
【取組 2-5】宮城県薬物乱用防止指導員による啓発活動	
【取組 2-6】ガールスカウト及びボーイスカウトへの協力要請	
【取組 2-7】不正薬物の取締強化期間における報道機関等での啓発	
【取組 2-8】宮城県青年団連絡協議会への薬物乱用防止啓発活動の要請	
【取組 2-9】社会を明るくする運動等での薬物乱用防止の啓発	
【取組 2-10】労働関係機関における有職・無職少年を対象とした薬物乱用防止啓発の充実	
【取組 2-11】「青少年の非行・被害防止全国強調月間」等の積極的な展開	
【取組 2-12】薬物乱用防止にかかる効果的な情報発信	
【取組 2-13】多様化する違法薬物情報の積極的周知の強化	
【取組 2-14】消費生活センターでの啓発ポスターの掲示や啓発チラシの配布	
関係資料	P21
対策3 薬物乱用未然防止のための相談体制の充実強化と周知	P24
【取組 3-1】教育機関・相談機関における相談・指導体制の充実	
【取組 3-2】教育相談充実事業	
【取組 3-3】県総合教育センターにおける児童生徒や保護者からの相談への応需	
【取組 3-4】スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業	
関係資料	P27
第2章 基本目標2 薬物乱用者及びその家族への支援充実による再乱用防止の推進	P29
対策4 再乱用防止のため相談体制の充実強化と周知	P29
【取組 4-1】薬物関係相談電話の利用促進	
【取組 4-2】県民からの薬物犯罪に関する情報提供や相談に適切に対応するための相談電話の周知徹底	
【取組 4-3】少年相談電話の周知と対応の充実	
【取組 4-4】薬物関連相談窓口の周知と充実	

関係資料・・P32

対策 5 薬物乱用者及びその家族への支援等・・・・・・・・・・・・・・・・P34

- 【取組 5-1】 薬物依存に関する研修会等の開催
- 【取組 5-2】 薬物依存に関する情報収集、調査等の実施及び情報提供
- 【取組 5-3】 薬物事犯対象者の引受人会の充実
- 【取組 5-4】 刑務所出所者等就労支援事業
- 【取組 5-5】 立ち直り支援活動の推進
- 【取組 5-6】 薬物依存者及び家族支援の充実

対策 6 保護観察所等の処遇機関における指導・再乱用防止教育の充実強化・・・・・・・・P38

- 【取組 6-1】 薬物事犯保護観察対象者等に対する処遇の充実強化
- 【取組 6-2】 在所者に対する薬物乱用防止の啓発
- 【取組 6-3】 薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドラインを基にした関係機関との連携
- 【取組 6-4】 更生保護施設等における薬物事犯対象者の処遇の充実
- 【取組 6-5】 薬物事犯保護観察対象者に対する就労支援
- 【取組 6-6】 薬物依存回復訓練委託等の制度的枠組を活用した民間団体・関係機関等との連携強化

関係資料・・P41

第 3 章 基本目標 3 指導取締り・水際対策の徹底・・・・・・・・・・・・・・・・P42

対策 7 取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化・・・・・・・・P42

- 【取組 7-1】 麻薬取締協議会等における関係機関との情報共有
- 【取組 7-2】 薬物密売組織の実態解明、情報収集及び取締りの徹底
- 【取組 7-3】 末端乱用者の徹底検挙と環境浄化
- 【取組 7-4】 暴力団犯罪検挙における余罪としての薬物犯罪検挙を念頭にした捜査の推進
- 【取組 7-5】 麻薬特例法及び組織犯罪処罰法等を積極的に活用した薬物犯罪収益の剥奪
- 【取組 7-6】 不正大麻・けし撲滅運動
- 【取組 7-7】 違法薬物の指導取締り強化
- 【取組 7-8】 特定商取引法及び消費生活条例に基づく販売業者に対する監視等の強化
- 【取組 7-9】 宮城県指定薬物審査会の開催及び知事指定薬物の指定による規制の強化

関係資料・・P48

対策 8 正規流通麻薬等の適正な管理・・・・・・・・・・・・・・・・P51

- 【取組 8-1】 麻薬、向精神薬等の違法流出防止及び有益性活用のための監視・指導
- 【取組 8-2】 医療用麻薬等の適正使用に向けた情報提供

関係資料・・P53

対策 9 水際対策の徹底・・・・・・・・・・・・・・・・P54

- 【取組 9-1】 出入国管理及び難民認定法に規定する退去強制事由に該当する外国人に関する関係機関からの通報に係る対応体制の充実
- 【取組 9-2】 個人識別情報を活用した入国審査及び偽変造文書対策等の厳格かつ的確な実施
- 【取組 9-3】 関係機関の連携強化
- 【取組 9-4】 漁協等に対する洋上取引等の情報収集、中型監視艇等を活用した取締りの徹底
- 【取組 9-5】 港湾関係者からの情報及び事前情報に基づく取締り、貨物検査の強化
- 【取組 9-6】 航空関係者からの情報収集、不正薬物密輸事件等の分析
- 【取組 9-7】 海事関係者に対する指導・啓発活動

宮城県薬物乱用対策有識者会議設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・P59

宮城県薬物乱用対策推進本部設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・P61

第1部 総説

概況

令和4年における我が国の薬物事犯の検挙人員は12,621人と前年より1,787人減少した。うち覚醒剤事犯の検挙人員は6,289人と7年連続で減少しており、4年連続で1万人を下回ったものの、依然として全薬物事犯中に占める割合は最多である。

一方、大麻事犯の検挙人員は昨年度と比較すれば減少したものの、5,783人が検挙されており、その全薬物事犯中に占める割合は45.8%と増加の一途をたどっている。さらに、大麻事犯の検挙人員のうち、30歳未満は69.2%、20歳未満は16.5%と共に高水準で推移しており、他の規制薬物に比べて若年層の割合が高いのが特徴である。

その他、麻薬・向精神薬事犯の検挙人員は過去10年で最多の783人を記録した。その内訳を前年と比較すると、コカインが84人増の253人と際立っている。また、危険ドラッグ事犯の検挙人員は平成27年以降減少傾向にあったが、令和4年は前年(164人)のほぼ2倍である312人を記録した。

覚醒剤事犯の再犯者率は67.7%と微増し、依然として高い水準にあることから、関係機関との連携を強化し、薬物乱用者に対する適切な治療や処遇、社会復帰支援を推進する必要がある。

令和4年における本県の薬物事犯の検挙人員は143人と、前年の152人に比べて9人減少した。また、覚醒剤事犯による検挙人員は28人減の68人、大麻事犯による検挙人員は15人増の59人であり、覚醒剤事犯の検挙人員の減少傾向は全国と同様であるが、大麻事犯の検挙人員が急激な増加傾向を示しており、その対策が急務である。

このような状況を踏まえ、「薬物乱用のないみやぎ」の実現に向け、県内の各関係機関が連携し宮城県薬物乱用対策推進計画(平成31年3月策定)に掲げる3つの基本目標、9の対策に基づく60の取組を行う必要がある。

本報告書は、宮城県薬物乱用対策推進計画(第5期)の4年目である令和4年度における、各種対策の実施状況等について公表するものである。

基本目標1 啓発強化と薬物乱用未然防止の推進

対策1 学校における薬物乱用防止教育の推進と充実強化

県警察本部少年課、同銃器薬物対策課、横浜税関仙台塩釜税関支署、同仙台空港税関支署、東北厚生局麻薬取締部及び県保健福祉部薬務課では、教育機関等からの要請に基づき講師を派遣することにより、若年層等に対して乱用薬物に関する正しい知識の普及啓発を図った。派遣先は、小学校から大学まで、さらに民間のグループ等多岐にわたっている。

令和4年度の薬物乱用防止教室の開催率は、小学校88.4%、中学校80.9%、高等学校87.6%、全体86%となり、令和3年度と比較し、全体として7.6%増加した。

東北厚生局麻薬取締部、県教育庁保健体育安全課及び県保健福祉部薬務課では、教員、職務上指導的立場にいる者、民間団体に講師を務める者等に対し、資質向上を目的とした講演等を行った。

対策2 青少年や家庭、地域住民に対する薬物乱用防止や多様化する乱用薬物啓発の推進

県保健福祉部薬務課では、薬物乱用防止指導員や高校生ボランティア等の協力のもと、陸上自衛隊仙台駐屯地や各地区の催事等の会場、大型ショッピングセンター等において、宮城県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動キャンペーンを実施しており、声かけ運動や啓発資材の配布等による啓発活動を行った。

横浜税関仙台塩釜税関支署では、年末特別警戒の実施について、報道機関等を通じ広く国民に啓発を促した。

県警察本部少年課では、少年警察ボランティア等と連携した街頭補導活動を継続的に実

施した。補導した不良行為少年は令和3年から626人増加した。街頭活動を通じて薬物乱用の危険性について広報することで、少年が薬物事犯を含む犯罪に手を染めにくい環境の整備が図られている。

仙台保護観察所では、社会を明るくする運動の一環として、青少年をはじめとした地域住民約2,161人に対し、非行・薬物乱用防止教室等の啓発活動を行った。

県環境生活部共同参画社会推進課では、青少年健全育成条例に基づき有害図書類を指定しており、違法薬物の使用を助長する描写が含まれている書籍を5冊、犯罪を誘発するものとして指定した。

対策3 薬物乱用未然防止のための相談体制の充実強化と周知

宮城労働局では、労働安全衛生法に基づき、有機溶剤を使用している事業者に対して、適正な使用を指導した。

県教育庁では、全公立小・中・義務教育学校（仙台市を除く）及び県立高等学校にスクールカウンセラーを配置・派遣するなど、相談体制の充実を図った。また、県総合教育センターに「不登校・発達支援相談室(りんくるみやぎ)」を設置し、臨床心理士及び電話相談員が面接又は電話による専門的教育相談活動を行った。これにより、児童生徒・保護者・教員からの広範囲にわたる相談を専門家が確実に対応できる体制が整備され、この中で薬物乱用防止対策の役割も果たされている。また、関係機関と連携しながらその環境改善を支援するスクールソーシャルワーカーを市町村教育委員会や一部の県立高等学校に配置した。

基本目標2 薬物乱用者及びその家族への支援充実による再乱用防止の推進

対策4 再乱用防止のため相談体制の充実強化と周知

東北厚生局麻薬取締部、県警察本部少年課、同銃器薬物対策課、県保健福祉部精神保健推進室、同精神保健福祉センター及び同薬務課では、各取締機関や行政機関、民間団体等が薬物乱用に係る各種の相談窓口を設置し、広く周知を行うと共に相談対応を行った。特に、仙台ダルクやアロー萌木等の薬物依存回復訓練施設は、薬物乱用者及びその家族にとって大きく信頼できる窓口となっている。

対策5 薬物乱用者及びその家族への支援等

県保健福祉部精神保健福祉センターでは、当事者支援プログラムを月に1回実施した。また、依存症家族教室を開催し、薬物依存症者の家族3人が参加した。

仙台保護観察所では、引受人会を仙台保護観察所、仙台ダルク、県精神保健福祉センター、仙台市精神保健福祉総合センターを会場として5回実施し、延べ52人が参加した。

宮城労働局では、矯正施設及び更生保護機関から支援依頼のあった者に対して就労支援を実施し、支援対象者は91名、就職者数は44名であった。

県保健福祉部社会福祉課では、「地域生活定着支援センター」を設置し、刑務所等の矯正施設出所予定者に対して、社会復帰と地域生活への定着に向けて支援を行った。

県保健福祉部精神保健推進室では、依存症治療拠点機関として選定した医療機関にコーディネーターを配置し、依存症患者や家族に対して、アセスメントや治療への動機付け、心理教育等を実施した。

対策6 保護観察所等の処遇機関における指導・再乱用防止教育の充実強化

仙台保護観察所では、薬物再乱用防止プログラムにおける集団処遇を31回実施し、薬物事犯保護観察対象者81名が受講した。担当保護観察官と薬物処遇ユニットが連携し、保護観察対象者等に対する処遇の充実を図った。

また、「薬物依存症地域支援者ネットワーク協議会」を10回開催し、薬物依存のある刑務所出所者等に対する支援・連携の在り方についての協議、各機関と連携したケースの情報共有や事例検討等実施した。

さらに、支援機関の連絡先を掲載したりカバーカードを県内の大学へ配布依頼し、支援を必要とする当事者へつながるよう図った。

仙台少年鑑別所では、在所者に対し、計画的に薬物に関する視聴覚教材を放送し、感想文を記載させることで薬物に関する問題意識の醸成を図った。

基本目標 3 指導取締り・水際対策の徹底

対策 7 取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化

各取締機関は、県内の覚醒剤事犯検挙人員の 62% (R4) を占める暴力団関係者の検挙や密売組織の壊滅に向け、取締りを強化している。

県警察本部銃器薬物対策課及び同暴力団対策課では、各種警察活動を通じた情報収集のほか、末端乱用者の検挙を端緒として上部被疑者に対する突き上げ捜査を徹底し、密売組織の実態解明と組織壊滅のための捜査を推進した。

東北厚生局麻薬取締部では、末端乱用者及びその周辺者に対する捜査を徹底し、環境浄化に努めた。また、令和 4 年度北海道・東北地区麻薬取締協議会を書面にて開催し、検察庁・管区警察局・管内各県警察・出入国在留管理局・税関・海上保安本部・米空軍犯罪捜査局・米海軍犯罪捜査局等合計 21 機関と情報を共有した。

県保健福祉部薬務課では、大麻取締法、あへん法等により栽培が禁止されている不正植物の発見・除去を行い、令和 4 年度は不正けし 12,831 本を処分した。大麻の発見・除去実績はなかったが、大麻開放論者等による大麻栽培者免許申請の相談があった際には、関係機関と連携の上、適切に対処していくこととしている。また、「宮城県薬物の濫用の防止に関する条例」の規定に基づき、知事指定薬物として 7 物質を指定した。危険ドラッグは、取締りを強化した結果、販売店舗は全滅したものの、インターネット等により流通が潜在化しているため、関係機関との連携を密にしながら、県内への危険ドラッグ等の流入阻止を図る。

対策 8 正規流通麻薬等の適正な管理

麻薬、向精神薬、覚醒剤原料等の適正使用状況を確認するために、東北厚生局麻薬取締部と県保健福祉部薬務課が連携して立入検査等を実施した。

県保健福祉部薬務課では、薬物四法（麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、覚醒剤取締法、あへん法）に基づく免許・許可・指定等業者に対しては、立入検査等により指導・監視を行い、医療用麻薬等の不正ルートへの流出、不正使用及び不正製造の防止に努めている。

対策 9 水際対策の徹底

我が国で乱用される薬物については、そのほとんどが海外から密輸されたものであり、違法薬物の類似物質が我が国に流入する事件も発生するなど、海外で流通している未規制物質の流入事例も発生していることから、関係機関が水際対策連絡会議を構成して情報の共有化、効果的な取締り体制を構築し、密接な連携のもと、水際対策の強化に取り組んでいる。

仙台出入国在留管理局では、個人識別情報を活用した入国審査及び偽変造文書対策を実施している。新型コロナウイルス感染症の影響により県内空海港における国際線旅客便及び旅客船の運航は中止となっていたが、令和 4 年 1 2 月に仙台空港における同旅客便の運航が再開して以降、個人識別情報を活用した厳格な入国審査及び偽変造文書鑑識等を確実に実施してきた。

横浜税関仙台塩釜税関支署では、関係機関との人事交流及び情報共有を図った。また、県内の各漁業関係者に情報提供依頼パンフレットを配布し、税関の取締りに対する理解を深めてもらうとともに、密輸情報の提供依頼を行った。さらに、監視艇による漁港周辺海域に対する海上巡回及び車両による漁港巡回並びに情報収集を実施した。

横浜税関仙台空港税関支署では、航空関係者から情報収集を行うとともに不正薬物密輸入事件の分析を行い、分析結果に基づいた効果的な水際取締を実施した。

第2部 各種施策の展開と個別目標の達成状況

第1章

基本目標1 啓発強化と薬物乱用未然防止の推進

薬物乱用防止の啓発の充実を図ることにより、青少年等が薬物乱用に手を出さない環境を作り出すことを目的とする。

対策1 学校における薬物乱用防止教育の推進と充実強化

1 個別目標と各種事業

個別目標

- ① 地域の実情や児童生徒等の発達段階を踏まえ、全ての学校で年1回は必ず薬物乱用防止教室を実施する。
- ② 児童・生徒等すべてに薬物乱用「ダメ。ゼッタイ。」の意識を持たせる。
- ③ 覚醒剤、大麻、向精神薬等の有害性・危険性を的確に周知する。
- ④ 薬物乱用防止教育を徹底することにより、未成年者及び20歳代の薬物乱用者を根絶する。
- ⑤ 公立学校だけでなく、私立学校でも薬物乱用防止対策を徹底させる。

各種事業

- 【取組 1-1】講演会等による啓発、麻薬探知犬デモンストレーション
- 【取組 1-2】教職員への共通理解の徹底、生徒保護者への啓発
- 【取組 1-3】薬物乱用防止啓発訪問事業の有効活用
- 【取組 1-4】薬物乱用防止教室講師派遣体制の充実と育成
- 【取組 1-5】薬物乱用防止教室の推進
- 【取組 1-6】各市町村教育委員会、県立学校への通知
- 【取組 1-7】学校警察連絡協議会連絡会議の活用
- 【取組 1-8】私立学校に対する薬物乱用防止の啓発

2 施策の実施状況

【取組 1-1】 講演会等による啓発、麻薬探知犬デモンストレーション

【機関名】 横浜税関仙台塩釜税関支署、横浜税関仙台空港税関支署

【事業の概要】

『仙台塩釜税関支署』

教育機関等からの税関業務見学会及び講演等の依頼により、青少年層に対し不正薬物の有害性・危険性について啓発活動を実施する。

『仙台空港税関支署』

薬物乱用の根絶に向け、薬物の危険性を認知していない若年層に対し、麻薬探知犬のデモンストレーションを行って興味を与えながら、薬物の有害性・危険性について啓発する。

【実施結果及び評価・考察】

『仙台塩釜税関支署』

学校からの依頼により、薬物乱用防止講演を実施し、不正薬物の有害性、危険性について啓蒙活動を実施した。

また、講演会の際に麻薬探知犬デモンストレーションを実施し、薬物取締を行っている税関についてのPRをした。

税関の不正薬物に対する取締状況や、不正薬物の使用による有害性、危険性について理解が得られた。今後も依頼に対し可能な範囲で積極的に対応したい。

『仙台空港税関支署』

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、講演等を実施できなかった。

薬物の危険性を認知していない若年層に対し、薬物の有害性・危険性を啓発することは、薬物乱用根絶に向けた取組として有効な活動である。

【取組 1-2】 教職員への共通理解の徹底、生徒保護者への啓発

【機関名】 県教育庁義務教育課、県教育庁高校教育課

【事業の概要】

『県教育庁義務教育課』

毎年2回、7月と2月に「生徒指導担当指導主事連絡会議」を開催する。各教育事務所の生徒指導担当指導主事に、問題行動等の対策及び薬物乱用防止の指導について共通理解を図る。

『県教育庁高校教育課』

薬物乱用防止の徹底についての周知

- ・高等学校生徒指導主事連絡協議会
- ・高等学校生徒指導主事研修会
- ・各学校の学校保健計画に薬物乱用防止講話を必ず位置付ける。

【実施結果及び評価・考察】

『県教育庁義務教育課』

生徒指導担当指導主事連絡会議では、問題行動等の現状と課題、対策等について共通理解を図り、薬物乱用防止教育を含め指導の徹底を確認した。また、指導主事学校訪問等でも各学校への薬物乱用防止教室の実施について促した。

各種会議において教職員への薬物乱用防止の共通理解を図り、学校における薬物乱用防止教育を継続的に行った。薬物乱用防止教室の開催率がやや低下したことから、指導主事学校訪問等を通じて確実な実施を促していく必要がある。

『県教育庁高校教育課』

各種会議の開催により、生徒指導担当教員等に対する薬物乱用防止についての共通理解を図るとともに、各学校において生徒・保護者への啓発を行った。

薬物乱用防止の必要性についての理解を深めることができた。

【取組 1-3】 薬物乱用防止啓発訪問事業の有効活用

【機関名】 県保健福祉部薬務課

【事業の概要】

厚生労働省が実施する薬物乱用防止啓発訪問事業で貸し出される、薬物に関するクイズパネルや的あてセットは視覚的に分かりやすく、子供達に薬物の恐ろしさを楽しみながら学んでもらえるため、キャンペーン等で積極的に活用する。

【実施結果及び評価・考察】

本計画期間中計 2 回、株式会社小学館集英社プロダクションから貸し出される薬物乱用防止クイズパネルや的あてセットを利用し、キャンペーンを盛り上げた。特に未就学児や小・中・高校の児童生徒に興味を持ってもらい、薬物乱用の恐ろしさを伝えることができた。

【取組 1-4】 薬物乱用防止教室講師派遣体制の充実と育成

【機関名】 東北厚生局麻薬取締部、県教育庁保健体育安全課、県保健福祉部薬務課

【事業の概要】

『東北厚生局麻薬取締部』

薬物乱用防止教室等に対する麻薬取締官等の派遣

『県教育庁保健体育安全課』

薬物乱用防止教室は、発達段階を踏まえた内容で実施することが、一次的な予防の観点で大変重要視されている。このことから薬物乱用防止教育に関わっている指導者に対して、最新の知識の理解と資質向上を目的として専門家の講演や各学校の実践発表を内容とした研修会を実施する。

『県保健福祉部薬務課』

薬物乱用防止啓発活動を積極的に実施している薬物乱用防止指導員や学校薬剤師等を中心に講師希望者を募り、派遣体制を充実させる。講師は、各機関で開催する研修会等を受講し、知識の向上を図る。

【実施結果及び評価・考察】

『東北厚生局麻薬取締部』

実施結果は以下のとおり。

- ・プロサッカー選手、JOC 強化指定選手：4 件
- ・大学生、中学生：4 件
- ・県、市、保健所：3 件
- ・その他：14 件

計 25 件 1,239 人

プロ選手など著名人に対し実施、報道して効果的に実施した。その他、学校や公共団体などの依頼は全件受理した。

『県教育庁保健体育安全課』

- ・薬物乱用防止教室講師の派遣を行っていることを学校に周知し、開催率の向上について働きかけを行った。
- ・薬物乱用防止教室指導者講習会については、教職員等を対象としてオンラインで開催した（参加 56 人）。
- ・前年度同様、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを回避するため、オンライン開催にしたことで、遠方の学校の教職員が受講しやすかった。
- ・受講対象を拡大したことで、参加者数が大幅に増加した。

『県保健福祉部薬務課』

平成 18 年度から講師派遣事業を実施しており、各地区で薬物乱用防止指導員や学校薬剤師が実績を残した。特に仙台市内は、公益社団法人仙台市薬剤師会が積極的にこの事業に参加貢献している。各地区に担当者が確立され、依頼のあった学校に講師を派遣することができた。

民間団体であるライオンズクラブでは、毎年薬物乱用防止教室の講師を育成するために薬物乱用防止教育認定講師養成講座を開催している。当該講座に対して、依頼に基づき県薬務課職員を講師として派遣することで、講師の担い手の充実、講師の資質向上を図った。

今後も、他の地区でも派遣講師の充実を目指して、県教育庁と協力して派遣講師を利用してもらうように努めるとともに、昨今、特に若年層の大麻乱用や10代のオーバードーズが全国的に増加していることから、それらの現状、正しい知識を講習用資料に盛り込むなど、生徒の大麻乱用防止等の規範意識向上に努める。

【取組 1-5】 薬物乱用防止教室の推進

【機関名】 県警察本部少年課、県警察本部銃器薬物対策課、県教育庁保健体育安全課、県保健福祉部薬務課

【事業の概要】

『県警察本部少年課』

薬物禍を理解させるための効果的な広報資料を作成し、活用する。

『県警察本部銃器薬物対策課』

生徒や学生等に対し、薬物の弊害・害悪について正しい認識を広めるため、薬物乱用防止教室に講師を派遣する。

『県教育庁保健体育安全課』

薬物乱用防止教室の実施は、「学校において学校が進める薬物乱用教育の一環として学校保健計画に位置付け、すべての学校で年1回は必ず実施すること」としているため、県立学校及び市町村立学校に実施を呼びかける。

また、管理職による会議等を利用し、年1回は薬物乱用防止教室を完全実施するように依頼するとともに、教科教育との連携により、効果を高められるように周知する。

『県保健福祉部薬務課』

学校や団体の希望に沿う講師を派遣することで、薬物乱用防止教室の開催を推進する。

【実施結果及び評価・考察】

『県警察本部少年課』

小学校・中学校・高等学校において薬物乱用防止教室を開催した。

令和4年度中に計95校。

県内における少年の薬物事犯の検挙人員は、平成29年及び平成30年中は0人であったが、令和元年中は5人、令和2年は12人、令和3年は9人、令和4年は5人となっており、今後も増加が懸念されるため、更なる薬物乱用防止対策を推進する必要がある。

<参考>

県警本部少年課で実施した薬物乱用防止教室の開催校数

(小学校、中学校、高等学校の合計)

平成30年度	84校
平成31・令和元年度	90校
令和2年度	62校
令和3年度	109校
令和4年度	95校

『県警察本部銃器薬物対策課』

薬物乱用防止広報リーフレットやDVD教材などを活用し、小中学校、高校、大学、職場において、薬物乱用防止教室や講話を延べ94回実施した。

若年層に対し、薬物乱用の危険性を認識させたほか、規範意識を醸成した。今後も継続して生活安全部門と連携して講話等を推進する。

『県教育庁保健体育安全課』

薬物乱用防止教室の開催状況は、文部科学省の全国調査に協力し、その結果を基に把握しているが、当課で把握したのは仙台市以外の公立学校のみである。コロナ禍で集合する行事が大幅に制限されていた前年度と比較し、各校種とも開催率は向上した。

県内における薬物乱用防止を進めるためには、国の対策のみに頼ることなく、県として学校に対する積極的な働きかけが必要となってくる。

教科指導においても教科の横断的な取組により、薬物乱用防止に対する意識を高め、健康で文化的な生活を営むために必要な指導を展開できることから、指導者に薬物乱用防止教育と関連付けた教育観を持たせるように働きかける必要がある。

『県保健福祉部薬務課』

令和4年度に学校薬剤師、薬物乱用防止指導員、保健所担当職員などを講師として派遣した団体数は274校、薬物乱用防止教室の受講者は20,461人であり、昨年度と比較し、派遣団体数は増加、受講者は減少した。これは、新型コロナウイルス感染症の影響が少なくなり、対面開催が増えた一方、1回当たりの対象人数が減ったためと考えられる。

今後もホームページや保健所等の関係機関による地道な周知活動を継続し、各地区の教育委員会に対する認知度向上及び講師派遣にかかる手順等の周知徹底を図り、薬物乱用防止教室の開催を支援していくこととする。

		小学校	中学校	高等学校	その他	合計
派遣団体数 (団体)	H30年度	182	83	41	7	313
	H31・R1年度	192	59	51	1	303
	R2年度	171	65	43	13	292
	R3年度	145	62	35	13	255
	R4年度	168	53	35	18	274
受講者数 (人)	H30年度	8,996	10,468	9,844	193	29,501
	H31・R1年度	9,477	7,578	11,060	10	28,125
	R2年度	7,056	5,311	9,448	376	22,191
	R3年度	7,075	7,023	7,320	475	21,893
	R4年度	7,673	5,429	6,414	945	20,461

薬物乱用防止教室講師派遣実績（県保健福祉部薬務課関係分）

【取組1-6】 各市町村教育委員会、県立学校への通知

【機関名】 県教育庁義務教育課、県教育庁高校教育課

【事業の概要】

『県教育庁義務教育課』

薬物乱用の問題については、長期休業中に児童生徒が巻き込まれる可能性が高いため、学校の長期休業前に「長期休業中の生徒指導について」を通知し、薬物乱用防止の徹底を周知する。

『県教育庁高校教育課』

薬物乱用防止の徹底についての周知

長期休業（夏季・冬季）前に、県立高校へ「長期休業中の生徒指導について」を通知し、薬物乱用防止の徹底について周知する。

【実施結果及び評価・考察】

『県教育庁義務教育課』

各市町村教育委員会に対し、「長期休業中の生徒指導について」の通知を長期休業前に発出し、薬物乱用防止の徹底について解説を加え、周知した。

長期休業前に通知したことで、各学校では、児童生徒及び保護者に薬物乱用防止について周知することができた。

『県教育庁高校教育課』

通知文書により、教員や生徒、保護者に対する薬物乱用防止の徹底を図った。
各学校における薬物乱用防止教育を継続的に行うことができた。

【取組 1-7】 学校警察連絡協議会連絡会議の活用

【機関名】 県教育庁義務教育課

【事業の概要】

年2回の学校警察連絡協議会連絡会議において、薬物乱用防止に関する情報の共有を図り、学校での薬物乱用防止教育を推進する。

【実施結果及び評価・考察】

学校警察連絡協議会連絡会議において、薬物乱用防止に関する資料を配布し、情報の共有を図った。また、県内25地区の学校警察連絡協議会議でも薬物使用の状況、薬物乱用防止について周知を行った。

平成14年度に締結された、学校と警察の連携による「みやぎ児童生徒サポート制度」の周知と、警察との更なる連携による、薬物乱用に関する情報共有をこれからも進めていく必要がある。

【取組 1-8】 私立学校に対する薬物乱用防止の啓発

【機関名】 県総務部私学・公益法人課

【事業の概要】

私立小・中・高等学校等に対し薬物の乱用防止と薬物乱用防止教室開催の必要性等を周知するとともに、薬物乱用に繋がりがねない問題行動や心の問題に対応できる相談体制の整備を図る。

【実施結果及び評価・考察】

文部科学省作成の薬物乱用防止に係る通知等を周知するとともに、スクールカウンセラーを配置する私立小・中・高等学校に対して補助し、学校の取組を支援した。

スクールカウンセラーと教員が児童生徒に関する問題を情報交換することで、学校として適切に指導・対応できることが見込まれる。

3 関係資料

表 1-1-1 本県における薬物乱用防止教室の開催状況

	H29 年度	H30 年度	H31・R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度		
	開催率					学校数	開催校数	開催率
小学校	88.6%	87.5%	86.6%		79.9%	362	320	88.4%
中学校	90.0%	92.7%	87.3%		75.2%	204	165	80.9%
高等学校	89.7%	88.4%	88.5%		79.5%	89	78	87.6%
中等教育学校	50.0%	50.0%	50.0%					
義務教育学校	-	100.0%	100.0%					
合計	89.3%	89.1%	87.0%		78.4%	655	563	86.0%
全国平均	83.5%	83.2%			75.0%	33,654	26,789	79.6%

出典：仙台市教育委員会事務局総務企画部健康教育課、県教育庁保健体育安全課、県総務部私学・公益法人課
(文部科学省集計) 調べ

※令和元年度及び令和2年度は、文部科学省による全国調査が行われていないため不明。

(令和元年度の県内実績は、担当課の独自調査による)

※令和3年度以降は、集計方法変更のため、中等教育学校は中学校及び高等学校に、義務教育学校は小学校及び中学校に含まれる。

表 1-1-2 薬物乱用防止教室講師を対象とした講習会の開催状況

年度	参加人数	内 容
H29	448 名	(1) 説明「薬物乱用防止五か年戦略における薬物乱用防止教室の位置付けと必要性」 講師：文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課健康教育調査官 小出彰宏 氏 (2) 講演「依存症の病態と薬物乱用防止教育のあり方」 講師：地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立精神医療センター専門医療部長 小林桜児 氏 (3) 講演「青少年における薬物乱用の現状と薬物乱用防止教育の必要性」 講師：東京薬科大学 教授 北垣邦彦 氏 (4) シンポジウムテーマ「学校・家庭・地域が連携した喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育～多様化する薬物乱用問題に対応するために～」 コーディネーター：東京薬科大学教授 北垣邦彦 氏 シンポジスト：大崎市立古川中学校校長 鈴木文也 氏 宮城県薬剤師会 常任理事 北村哲治 氏 オブザーバー：神奈川県立精神医療センター専門医療部長 小林桜児 氏 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課健康教育調査官 小出彰宏 氏
H30	78 名	「薬物乱用防止教室指導者講習会」 (1) 講義 1：「薬物乱用の現状と薬物乱用防止教室講師派遣事業について」 (宮城県保健福祉部薬務課 監視麻薬班 技師) (2) 実践発表：「学校における薬物乱用防止啓発の取組」 塩竈市立浦戸中学校養護教諭 梶原千紘 氏 (3) 話題提供：「水際対策における税関の役割」 横浜税関仙台塩釜税関支署総務課課長 小林憲勇喜 氏 「麻薬探知犬による麻薬探知デモンストレーション」 横浜税関監視部麻薬探知犬管理センター仙台事務所 (4) 講義 2：「嗜癖問題と早期対応について」 医療法人東北会東北会病院院長 石川達 氏
H31 R1	-	※ 未実施
R2	-	※ 未実施
R3	22 名	「薬物乱用防止教室指導者研修会」 ※オンライン研修 講義：「少年大麻事犯の現状と薬物乱用防止対策について」 東北厚生局麻薬取締部 麻薬取締官
R4	56 名	「薬物乱用防止教室指導者研修会」 (1) 事業説明：「宮城県における薬物乱用対策事業について」 (宮城県保健福祉部薬務課監視麻薬班技術主査) (2) 実践発表：「小学校における喫煙、飲酒の害と健康に関する指導の実践から」 登米市立柳津小学校養護教諭 佐藤靖子 氏 (3) 講義：「不正薬物について」 横浜税関仙台塩釜税関支署総務課長 石黒龍次 氏

出典：県教育庁保健体育安全課

※ 参加者：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教職員、学校医、学校薬剤師、警察職員、保健福祉関係職員、環境生活関係職員、薬物乱用防止指導員 ほか

対策2 青少年や家庭、地域住民に対する薬物乱用防止や多様化する乱用薬物啓発の推進

1 個別目標と各種事業

個別目標
<ul style="list-style-type: none">① 各種街頭キャンペーン等を通じて青少年、家庭、地域住民に対し、薬物乱用防止に関する啓発を行う。② 有職、無職少年を重点的な対象として、労働関係機関において積極的な啓発を実施する。③ 保護者に対する薬物乱用防止に関する啓発をより一層図っていき、各家庭において、保護者と子どもたちとの間で薬物乱用防止に関するコミュニケーションが図られるようにする。④ 毎年度、薬物乱用防止指導員が、集会・会合・祭事等を通じてパンフレット等の配布や薬物乱用防止の講義を延べ5万人に対して行う。⑤ 各種広報媒体を効果的に活用し、「違法薬物等は、買わない、使わない、かかわらない。」を浸透させる。
各種事業
<ul style="list-style-type: none">【取組 2-1】「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動の積極的な展開【取組 2-2】青少年健全育成条例に基づく有害図書類指定等による環境整備等【取組 2-3】少年警察ボランティアと協働した街頭活動の推進【取組 2-4】PTA に対する研修会等を利用した保護者への啓発【取組 2-5】宮城県薬物乱用防止指導員による啓発活動【取組 2-6】ガールスカウト及びボーイスカウトへの協力要請【取組 2-7】不正薬物の取締強化期間における報道機関等での啓発【取組 2-8】宮城県青年団連絡協議会への薬物乱用防止啓発活動の要請【取組 2-9】社会を明るくする運動等での薬物乱用防止の啓発【取組 2-10】労働関係機関における有職・無職少年を対象とした薬物乱用防止啓発の充実【取組 2-11】「青少年の非行・被害防止全国強調月間」等の積極的な展開【取組 2-12】薬物乱用防止にかかる効果的な情報発信【取組 2-13】多様化する違法薬物情報の積極的周知の強化【取組 2-14】消費生活センターでの啓発ポスターの掲示や啓発チラシの配布

2 施策の実施状況

【取組 2-1】 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動の積極的な展開

【機関名】 東北厚生局麻薬取締部、県保健福祉部薬務課

【事業の概要】

『東北厚生局麻薬取締部』

薬物乱用防止大会への参加

『県保健福祉部薬務課』

本運動は、官民一体となり、国民の薬物乱用問題に対する認識を高め、併せて「国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図り、国内外における薬物乱用防止に資するために行うものである。

6月から9月にかけての「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実施期間や10月から11月にかけての麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動実施期間に合わせて、県内の若年層や青少年が集まる場において、高校生ボランティア、薬物乱用防止指導員等が知識の普及啓発に関するチラシの配布、声掛け運動を行う。

【実施結果及び評価・考察】

『東北厚生局麻薬取締部』

9月：宮城県保健福祉部薬務課主催の薬物乱用防止啓発キャンペーンに麻薬取締官2人が参加

11月：麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動岩手大会に麻薬取締部長及び係長が参加

『県保健福祉部薬務課』

例年夏に宮城県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動キャンペーンを実施しており、令和4年度も県内各地の薬物乱用防止指導員や高校生ボランティア等の協力のもと、未就学児、小・中・高校生など若年層を中心とした来場者に対して声掛け運動や啓発資材の配布を行った。また、株式会社小学館集英社プロダクションから貸し出される薬物乱用防止クイズパネルや的あてセットを利用しながら、児童に薬物に関する知識を身につけてもらうなど、効果的な啓発活動を実施した。他にも県内2市1町でイベントを開催し、計2,804人を対象に啓発することができた。

10月から11月にかけては、麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動実施期間中、7市2町でイベントを開催し、リーフレットなど資材を配布することで、計1,466人を対象に啓発することができた。

【取組 2-2】 青少年健全育成条例に基づく有害図書類指定等による環境整備等

【機関名】 県環境生活部共同参画社会推進課

【事業の概要】

店頭で販売されている書籍の中には、違法薬物の乱用を助長する描写が含まれているものもあり、図書類取扱業者等への環境実態調査を通じて同書籍の発見に努め、条例に基づき有害図書類に指定することで、青少年に対する販売、閲覧を防止する。

【実施結果及び評価・考察】

令和4年度に違法薬物の使用等を助長する描写が含まれている書籍5冊を有害図書類として指定した。指定要件が「誘発」となっており、厳密な解釈が求められるため、指定数は5冊になっている。今後も青少年を取り巻く有害環境浄化を図るため、有害図書類の指定を適切に行っていく。

【取組 2-3】 少年警察ボランティアと協働した街頭活動の推進

【機関名】 県警察本部少年課

【事業の概要】

少年警察ボランティアとの連携を図り、少年やその保護者に直接呼びかける広報啓発活動を推進する。

【実施結果及び評価・考察】

各警察署において、少年警察ボランティア等と連携した街頭補導活動及び広報啓発活動を推進した。街頭活動を通じて薬物乱用の危険性について広報し、薬物乱用意識の醸成を図った。

<参考>

街頭補導等により補導した不良行為少年数（少年警察ボランティアと連携したものを含める）

平成30年	4,684人（うち薬物乱用1人）
平成31・令和元年	4,855人（うち薬物乱用1人）
令和2年	3,409人（うち薬物乱用0人）
令和3年	3,757人（うち薬物乱用2人）
令和4年	4,383人（うち薬物乱用1人）

【取組 2-4】 PTA に対する研修会等を利用した保護者への啓発

【機関名】 県教育庁生涯学習課

【事業の概要】

県 PTA 連合会総会や理事会の際に話題として取り上げた。
高等学校 PTA 連合会を通し、高校 1 年生（新入生）とその保護者を対象に、「薬物乱用防止」に関する小冊子を配布した。

【実施結果及び評価・考察】

総会や保護者対象の研修会の際に、チラシ等の配布を行った。
新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、参加者は制限される形となったが、周知を図ることはできた。
SNS の普及により、青少年にとっても比較的容易に手に入れることができるようになっていたことから、中高生だけでなく保護者等も含めた薬物乱用防止への取組・啓発が必要である。

【取組 2-5】 宮城県薬物乱用防止指導員等による啓発活動

【機関名】 東北厚生局麻薬取締部、県保健福祉部薬務課

【事業の概要】

『東北厚生局麻薬取締部』

知事に委託された薬物乱用防止指導員が行う啓発活動の支援

『県保健福祉部薬務課』

地域に根ざした薬物乱用防止啓発活動を展開していくため、昭和 54 年度から薬物乱用防止指導員制度が発足された。薬物乱用防止指導員を県内 10 地区に配置し、各地区で薬物乱用防止のための啓発・指導を行う。

【実施結果及び評価・考察】

『東北厚生局麻薬取締部』

ライオンズクラブ国際協会 3 3 2 - C 地区の依頼により、薬物乱用防止教育認定講師、ライオンズクラブ職員に講演を実施した。

『県保健福祉部薬務課』

269 名（令和 4 年 4 月 1 日現在）の薬物乱用防止指導員を県内 10 地区に配置し、団体活動や個人活動により薬物乱用防止啓発活動を行った。

例年、団体活動として、児童生徒が夏休み期間となる 7、8 月の各地区夏祭りや大型ショッピングセンター等の敷地内で、国連支援募金活動及び啓発資材の配布などを実施しているほか、宮城県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動キャンペーン期間中、県内各市町において、薬物乱用防止指導員、ヤングボランティア、ライオンズ・ロータリークラブ会員等に啓発を行っている。さらに、麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動実施期間中もイベントを実施することができた。

薬物乱用防止指導員を中心とした地域活動が着実に実施し、この草の根活動により薬物根絶意識の醸成を図ることが重要である。現在のところ、薬物乱用防止指導員の活動と

しては、地域でのパンフレット配布が主要なものになっているが、今後、薬物乱用防止指導員を薬物乱用防止教室の講師として派遣する機会が増えるよう、各種団体主催の研修会等に参加を促す取組も行う。

さらに、県では薬物に関する知識の習得と指導員の相互の情報交換のため、保健所毎に薬物乱用防止指導員研修会を年1回以上開催し、指導員の資質向上を図っていく。

【取組 2-6】 ガールスカウト及びボーイスカウトへの協力要請

【機関名】 県教育庁生涯学習課

【事業の概要】

各種イベント等で、啓発のチラシやティッシュなどを配布する。
PRのパレードに参加するなどの啓発活動を行う。

【実施結果及び評価・考察】

対面でのイベントが少しずつ行われ、チラシの配布などを行った。
目標の一部は達成できた。今後イベントでの啓発活動を進んで実施したい。

【取組 2-7】 不正薬物の取締強化期間における報道機関等での啓発

【機関名】 横浜税関仙台塩釜税関支署、横浜税関仙台空港税関支署

【事業の概要】

『横浜税関仙台塩釜税関支署』

「年末特別警戒」において、報道機関等に対し当該取締強化期間の周知及び密輸情報の提供依頼についての報道を依頼する。

『横浜税関仙台空港税関支署』

税関における不正薬物の取締強化月間等において、関係機関及び一般層に対して、薬物取締の必要性及び協力依頼等を啓発する。

【実施結果及び評価・考察】

『横浜税関仙台塩釜税関支署』

年末特別警戒の実施について、報道機関等を通じ広く国民に啓発を促した。

税関の不正薬物に対する取締りや、不正薬物が社会へ及ぼす影響等について、報道機関等を通じ、広く国民に啓発していく。

『横浜税関仙台空港税関支署』

「取締強化期間」及び「年末特別警戒」において、関係機関及び一般層に対して、リーフレット等により薬物取締りの必要性及び協力依頼等を啓発した。

薬物乱用を防止するため、広く国民に対し薬物の取締りの必要性やそのための協力を呼びかけ、理解を求めることは、重要な取組である。

【取組 2-8】 宮城県青年団連絡協議会への薬物乱用防止啓発活動の要請

【機関名】 県教育庁生涯学習課

【事業の概要】

宮城県青年団連絡協議会定期大会や宮城県青年文化祭及び県青年体育大会等において、薬物乱用防止対策についての啓発活動を行う。

【実施結果及び評価・考察】

宮城県青年団連絡協議会定期大会や宮城県青年文化祭及び宮城県青年体育大会等において、啓発活動を実施した。予定通り実施できた。さらに充実した啓発活動を実施していきたい。

【取組 2-9】 社会を明るくする運動等での薬物乱用防止の啓発

【機関名】 仙台保護観察所

【事業の概要】

毎年7月を強調月間としている“社会を明るくする運動”の行事の一つとして、青少年に対する薬物乱用防止教室を県内各地で実施する。

【実施結果及び評価・考察】

“社会を明るくする運動”の行事の一つとして青少年に対して薬物乱用防止教室等を実施し、2,161人が参加した。

薬物指導を強化しており、コロナ禍の中で感染防止対策に配慮しながら、“社会を明るくする運動”を行い、前年度より参加者が増加した。引き続き、同運動において青少年や青少年育成団体等に対し、薬物乱用防止のための指導方法等についての広報啓発活動を積極的に展開し、推進したい。

参加者：平成30年度	3,554人
平成31・令和元年度	5,496人
令和2年度	6,986人
令和3年度	1,920人
令和4年度	2,161人

【取組 2-10】 労働関係機関における有職・無職少年を対象とした薬物乱用防止啓発の充実

【機関名】 宮城労働局

【事業の概要】

労働基準監督署、ハローワーク等において、薬物乱用防止啓発のポスター、パンフレット等を掲示することにより啓発を図る。

【実施結果及び評価・考察】

県内に設置されている労働基準監督署5か所、ハローワーク（出張所含む）10か所の他、出先機関等において、薬物乱用防止啓発のポスター等の掲示を行った。

【取組 2-11】 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」等の積極的な展開

【機関名】 県警察本部少年課

【事業の概要】

青少年の非行・被害防止全国強調月間等において、関係団体等と連携した薬物乱用防止キャンペーン等を積極的に展開する。

【実施結果及び評価・考察】

関係機関・団体との共催による研修会、街頭補導、キャンペーン活動、薬物乱用防止教室等により、少年の非行防止・犯罪被害防止を図った。

今後も、各種月間等に合わせ広報啓発活動を積極的に展開する。

【取組 2-12】 薬物乱用防止にかかる効果的な情報発信

【機関名】 県警察本部少年課

【事業の概要】

実例を踏まえた効果的な情報発信を行い、薬物乱用の有害性を強く訴えるとともに、健康被害事例についての情報提供や薬物乱用防止広報車を活用した情報発信を行う。

【実施結果及び評価・考察】

各警察署において、各種行事を通じ、多くの少年に対し、効果的な薬物乱用防止のための情報発信を行った。

今後も様々な機会を捉えて、広報資材を有効活用した少年の薬物乱用防止にかかる情報発信活動を推進する。

【取組 2-13】 多様化する違法薬物情報の積極的周知の強化

【機関名】 県警察本部銃器薬物対策課、県保健福祉部薬務課

【事業の概要】

『県警察本部銃器薬物対策課』

各種広報媒体を活用し、多様化する違法薬物の危険性等を積極的に周知する。

『県保健福祉部薬務課』

ホームページや報道機関を通じて、大麻や危険ドラッグの危険性等について、啓発を実施していくとともに、より効果的な広報媒体を模索しながら、関係機関と協力し積極的な周知活動を展開する。

【実施結果及び評価・考察】

『県警察本部銃器薬物対策課』

販売店一掃につき、危険ドラッグの事案発生は無かったものの、大麻リキッド、大麻ワックス等従来とは異なる形態の違法薬物が摘発されたため、同種薬物の有害性・危険性についてラジオ放送・県警ホームページ等により広報活動を実施した。

あらゆる違法薬物の危険性や有害性を具体的に説明するなど、正しい知識の普及に努める。

『県保健福祉部薬務課』

薬務課のホームページ内に開設している「危険ドラッグは身体と人格を破壊します。」と題した特設ページにおいて、危険ドラッグについての基礎知識や、危険ドラッグ乱用に対する県の取組等を公開している。あわせて、危険ドラッグを含む乱用薬物に関するクイズ等資料を作成し、特に小中学校の授業で積極的に活用してもらえるようホームページを公開している。また、大麻乱用防止の一環として、「大麻について」と題した特設ページを新たに開設した。今後も、若年層に蔓延している大麻などの違反薬物だけでなく、向精神薬や市販薬などの乱用についても積極的な周知強化に取り組む。

【取組 2-14】 消費生活センターでの啓発ポスターの掲示や啓発チラシの配布

【機関名】 県環境生活部消費生活・文化課

【事業の概要】

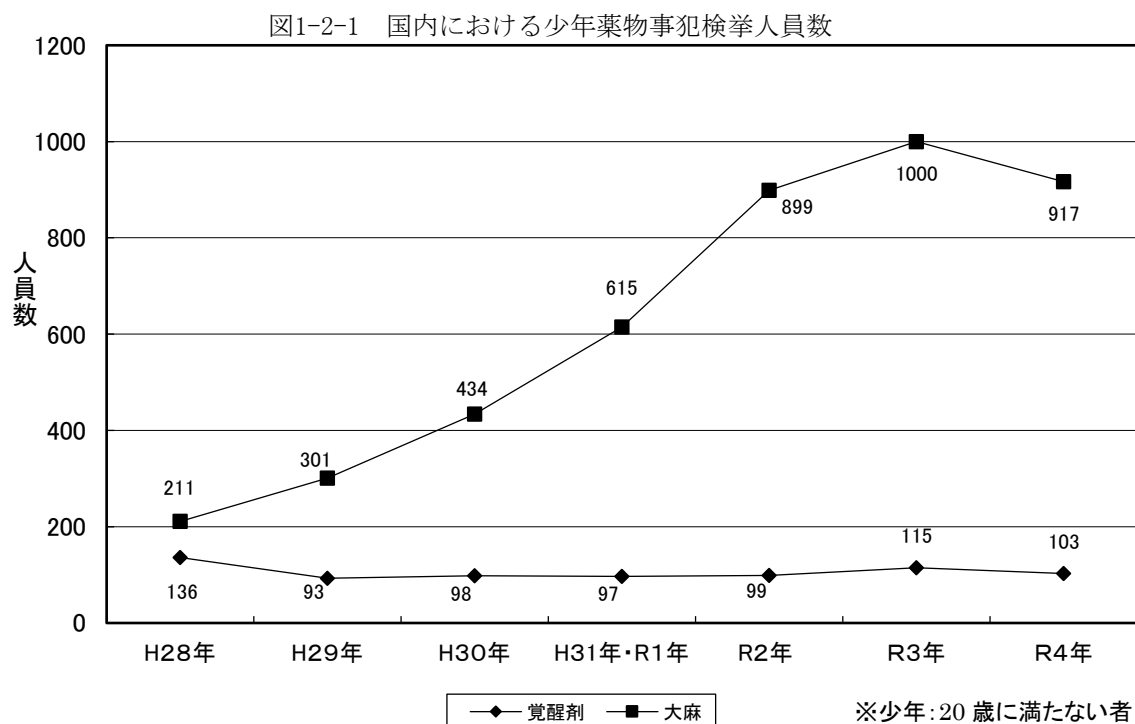
県民への啓発を図るため、消費生活センターに啓発ポスターを掲示するとともに、啓発用チラシを出前講座で配布及び同センターに配架する。

【実施結果及び評価・考察】

消費生活センターに啓発ポスターの掲示を行った。

今後も消費生活センターに啓発ポスターの掲示を行う。

3 関係資料



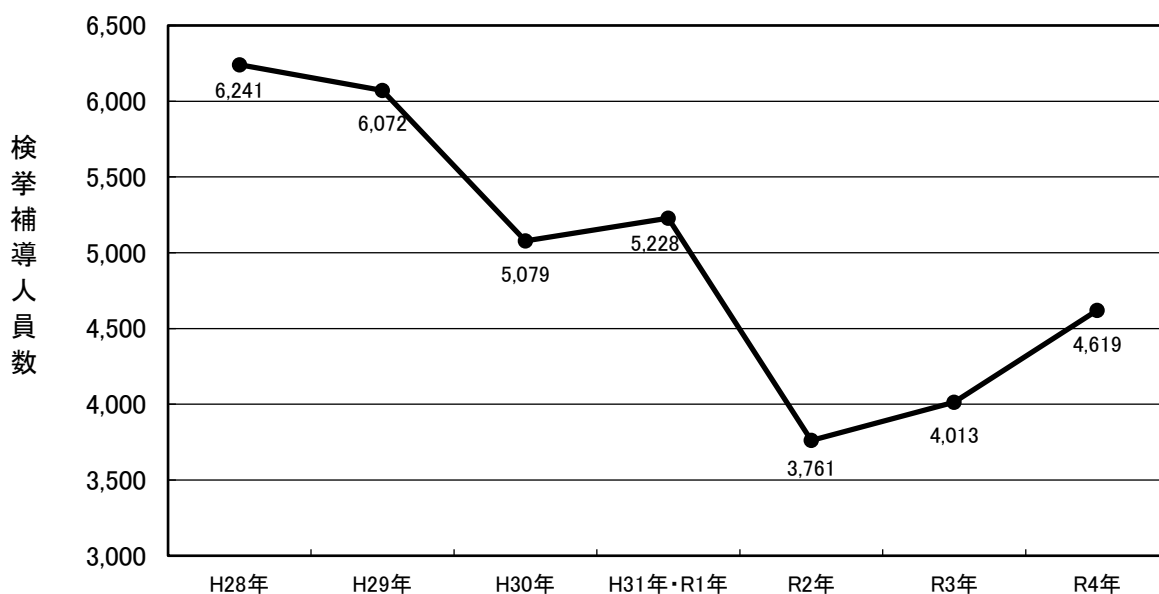
出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

表 1-2-1 県内における少年薬物事犯検挙人員数

区 分	H28年	H29年	H30年	H31・R1年	R2年	R3年	R4年
大麻取締法違反	1	0	0	3	12	7	4
覚醒剤取締法違反	0	0	0	1	0	0	0
医薬品医療機器等法違反	1	0	0	0	0	0	0
毒物及び劇物取締法違反	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	1	0	2	1
計	2	0	0	5	12	9	5

出典：県警察本部少年課

図1-2-2 県内の非行少年等検挙・補導状況



出典：県警察本部少年課

表 1-2-2 非行少年等の検挙・補導状況(人)

	非行少年等総数	計	非行少年							不良行為少年
			刑法			特別法			ぐ犯少年	
			刑法犯少年	触法少年(刑法)	小計	特別法犯少年	触法少年(特別法)	小計		
H30年	5,079	395	264	63	327	44	13	57	11	4,684
H31・R1年	5,228	373	245	57	302	59	7	66	5	4,855
R2年	3,761	352	226	50	276	67	8	75	1	3,409
R3年	4,013	256	155	42	197	50	6	56	3	3,757
R4年	4,619	236	154	36	190	39	4	43	3	4,383

出典：県警察本部少年課

- ※1 非行少年：犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年
- ※2 犯罪少年：14歳以上で犯罪を犯した少年
- ※3 触法少年：14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年
- ※4 刑法犯少年：刑法に触れる行為をした犯罪少年
- ※5 特別法犯少年：刑法以外の刑罰法令に違反した犯罪少年（交通法令違反を除く）
- ※6 ぐ犯少年：保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の理由があって、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年
- ※7 不良行為少年：非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年
- ※8 非行少年等：非行少年及び不良行為少年

表 1-2-3 宮城県薬物乱用防止指導員の活動状況

年度	パンフレット等の配布	DVD・ビデオの上映	集会・会合での話し合い	パネルの展示	ポスターの掲示
H30	398 回 26,311 人	21 回 3,144 人	163 回 3,687 人	30 回	639 枚
H31・R1	344 回 22,316 人	27 回 4,401 人	146 回 3,345 人	30 回	632 枚
R2	196 回 6,291 人	17 回 1,351 人	84 回 2,228 人	5 回	459 枚
R3	188 回 5,731 人	20 回 1,151 人	125 回 1,399 人	25 回	531 枚
R4	229 回 8,167 人	15 回 991 人	84 回 2,951 人	14 回	594 枚

出典：県保健福祉部薬務課

対策3 薬物乱用未然防止のための相談体制の充実強化と周知

1 個別目標と各種事業

個別目標
教育機関において専門人員等を確保し、児童生徒やその保護者からの相談に応ずる体制を拡充させる。
各種事業
【取組 3-1】 教育機関・相談機関における相談・指導体制の充実 【取組 3-2】 教育相談充実事業 【取組 3-3】 県総合教育センターにおける児童生徒や保護者からの相談への応需 【取組 3-4】 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業

2 施策の実施状況

【取組 3-1】 教育機関・相談機関における相談・指導体制の充実 【機関名】 宮城労働局 【事業の概要】 労働安全衛生法に基づき、有機溶剤を使用している事業者に対して、適正な使用・保管の指導及び相談に応じる。 【実施結果及び評価・考察】 有機溶剤を使用している事業者に対して、適正な使用等の指導及び相談に応じた。
【取組 3-2】 教育相談充実事業 【機関名】 県教育庁義務教育課 【事業の概要】 児童生徒への心のケアや、問題を抱える児童生徒への支援及び問題行動等の未然防止・早期対応のために、教育相談、支援体制の一層の整備・充実を図る。

【実施結果及び評価・考察】

スクールカウンセラーを県内全公立小・中学校（仙台市を除く）及び義務教育学校へ派遣・配置することで、児童生徒や保護者の相談に対応した。また、全ての教育事務所へ専門カウンセラーを年間 70 回程度配置した。

スクールカウンセラーを県内全公立小・中学校（仙台市を除く）及び義務教育学校へ派遣・配置したことで、教育相談の充実を図ることができた。また、事務所に配置する専門カウンセラーにスーパーバイズ機能を持たせ、スクールカウンセラーの資質の向上を図り、相談体制の充実を図ることができた。

【取組 3-3】 県総合教育センターにおける児童生徒や保護者からの相談への応需

【機関名】 県教育庁高校教育課

【事業の概要】

県総合教育センター内に「不登校・発達支援相談室（りんくるみやぎ）」を設置し、来所相談及び電話相談に対応

【実施結果及び評価・考察】

公認心理師等の専門の相談員が面接又は電話による専門的教育相談活動を行った。

- ・ 来所相談 410 件
 - ・ 電話相談 807 件
- 計 1,217 件

「不登校・発達支援相談室（りんくるみやぎ）」では、教育に関わる広範囲の相談に対応している。薬物乱用防止対策の役割も果たしているものと考えている。

【取組 3-4】 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業

【機関名】 県教育庁義務教育課、県教育庁高校教育課

【事業の概要】

『県教育庁義務教育課』

児童生徒、保護者、教職員の相談業務を行うため、スクールカウンセラーを県内全公立小・中学校（仙台市を除く）及び義務教育学校へ派遣・配置し、専門カウンセラーを全教育事務所に配置する。また、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを全ての市町村教育委員会（仙台市を除く）に配置（市町村委託）する。

『県教育庁高校教育課』

生徒、保護者、教職員の相談への応需

- ・ スクールカウンセラーの配置
すべての県立高校に配置
72 校に 54 人
- ・ スクールソーシャルワーカーの配置
県立高校 44 校に 18 人配置
配置校以外の学校にも各校の要請に応じて、派遣する体制を整備

【実施結果及び評価・考察】

『県教育庁義務教育課』

スクールカウンセラーの配置については、仙台市を除く全公立小学校 238 校（義務教育学校前期 2 校含む）、公立中学校 130 校（義務教育学校後期 2 校含む）に派遣・配置した。公立小学校 1 校当たりの年間派遣日数は、25 日程度であり、公立中学校 1 校当たりの年間派遣日数は、38 日程度であった。スクールソーシャルワーカーについては、全ての市町村（仙台市を除く）にのべ 66 人配置（市町村委託）し、公立小・中学校を支援した。

公募によりスクールカウンセラーの確保に努め、全公立小・中学校にスクールカウンセラーを派遣・配置した。また、34 市町村にスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備を図った。

『県教育庁高校教育課』

スクールカウンセラーの配置により、学校で生徒・保護者・教員が専門家による相談を確実に受けられるようになっている。

スクールソーシャルワーカーの配置により、外部の関係機関と連携し、問題の解決を図るための相談体制が構築された。

教育に関する広範囲の相談に応じており、薬物乱用防止対策の役割も果たしているものと考えている。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと教員が情報交換するなど、外部機関との連携を円滑に進める体制を維持した。

3 関係資料

表 1-3-1 小学校・中学校のスクールカウンセラーの配置・相談状況
(薬物以外の相談を含む)

		学校数	相談件数	相談人数
H30 年度	小学校	250 校	23,388 件	25,748 人
	中学校	136 校	20,729 件	22,443 人
H31・R1 年度	小学校	249 校	23,336 件	25,038 人
	中学校	133 校	17,198 件	18,859 人
R2 年度	小学校	249 校	23,121 件	25,149 人
	中学校	133 校	16,682 件	18,571 人
R3 年度	小学校	245 校	27,256 件	28,794 人
	中学校	132 校	20,041 件	21,581 人
R4 年度	小学校	238 校	25,838 件	27,003 人
	中学校	130 校	18,184 件	19,380 人

出典：県教育庁義務教育課

表 1-3-2 教育事務所専門カウンセラーの相談状況
(薬物以外の相談を含む)

	相談件数	相談人数
H30 年度	2,307 件	2,999 人
H31・R1 年度	2,100 件	2,457 人
R2 年度	1,739 件	2,313 人
R3 年度	2,225 件	2,761 人
R4 年度	2,493 件	2,819 人

出典：県教育庁義務教育課

表 1-3-3 県立高等学校に配置されたスクールカウンセラーの相談件数、情報交換件数

年度	相談件数	情報交換
H30 年度	9,797 件	6,397 件
H31・R1 年度	10,541 件	6,430 件
R2 年度	10,102 件	6,775 件
R3 年度	9,808 件	5,667 件
R4 年度	8,646 件	5,944 件

出典：県教育庁高校教育課

表 1-3-4 スクールソーシャルワーカーの市町村配置

年度	のべ人数	実人数	相談件数
H30 年度	68 人	50 人	3,152 人
H31・R1 年度	66 人	48 人	3,411 人
R2 年度	67 人	48 人	3,680 人
R3 年度	68 人	48 人	4,762 人
R4 年度	66 人	50 人	5,041 人

出典：県教育庁義務教育課

第2章

基本目標2 薬物乱用者及びその家族への支援充実による再乱用防止の推進

薬物問題に不安を抱える人達への相談体制を充実し、不安を解消する。また、医療や各種支援体制を整備し、社会復帰のサポートを目的とする。

対策4 再乱用防止のため相談体制の充実強化と周知

1 個別目標と各種事業

個別目標

- ① 東北厚生局麻薬取締部の相談電話、警察の少年相談電話、精神保健福祉センター及び保健所の各相談窓口等、行政相談窓口の一層の周知徹底を図る。
- ② 民間団体等、より専門的な知識を持つ団体等との連携強化により相談体制を充実させる。

各種事業

- 【取組 4-1】薬物関係相談電話の利用促進
- 【取組 4-2】県民からの薬物犯罪に関する情報提供や相談に適切に対応するための相談電話の周知徹底
- 【取組 4-3】少年相談電話の周知と対応の充実
- 【取組 4-4】薬物関連相談窓口の周知と充実

2 施策の実施状況

【取組 4-1】 薬物関係相談電話の利用促進

【機関名】 東北厚生局麻薬取締部

【事業の概要】

専用回線による薬物相談の対応

【実施結果及び評価・考察】

寄せられた情報をもとに、覚醒剤密売人を検挙するなど情報を有効活用した。乱用者や密売人等に関する確度の高い情報が得られ、検挙に繋がっている。

【取組 4-2】 県民からの薬物犯罪に関する情報提供や相談に適切に対応するための相談電話の周知徹底

【機関名】 県警察本部銃器薬物対策課

【事業の概要】

県民からの薬物犯罪に関する情報提供や相談に適切に対応するための「相談電話」について、広報活動を通じて周知徹底を図る。

【実施結果及び評価・考察】

県警ホームページ、ラジオ放送等、マスコミや広報媒体を通じて相談電話「銃器・覚醒剤 110 番」の広報を推進し、計 14 件の相談受理に至った。

相談電話の存在を広く県民に認知されるよう広報活動を継続して推進し、相談には真摯に対応する。

【取組 4-3】 少年相談窓口の周知と対応の充実

【機関名】 県警察本部少年課

【事業の概要】

少年相談窓口の社会周知を推進し、薬物乱用に関する相談に対応するとともに、部内研修会や教養資材の発出等により警察職員の事態対処能力の向上を図る。

【実施結果及び評価・考察】

少年相談窓口について、警察ホームページ、各種広報資料への掲載等により県民への周知を図るとともに、非行防止教室、各種会議等を通じて直接呼び掛け広報した。

少年相談窓口の周知が図られ、令和 4 年中の受理件数は 1,885 件であり、うち薬物乱用に関する相談が 2 件であった。

【取組 4-4】 薬物関連相談窓口の周知と充実

【機関名】 県保健福祉部精神保健推進室、県保健福祉部精神保健福祉センター、
県保健所、県保健福祉部薬務課

【事業の概要】

『県保健福祉部精神保健推進室』

依存症関連問題を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう、依存症関連問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援する（補助率 10/10、補助上限額 20 万円）。

『県保健福祉部精神保健福祉センター、県保健所、県保健福祉部薬務課』

ホームページでの周知

相談窓口案内リーフレットの配布

【実施結果及び評価・考察】

『県保健福祉部精神保健推進室』

H29 年度から、NPO 法人仙台ダルク・グループが開催する薬物依存症対策フォーラムに対して補助を行い、普及啓発活動を支援している。令和 4 年度は仙台ダルク開設 25 周年記念フォーラム開催への補助を行った。

民間団体の活動を支援することで、相談窓口の周知と充実につながるものと考えられるため、今後も継続していく。

『県保健福祉部精神保健福祉センター』

依存症相談について当センターホームページに掲載した。

市町村や病院等に対し、当センターの依存症相談に関する案内を通知した。

新規電話相談対象者の年齢の内訳を見ると半数以上が 30 代以下であった。若年層への周知を図るため、今後もホームページなどを使った周知活動を継続していく。一方で、ホームページを見られない方向けの情報発信には従来の紙媒体での広報が必要である。

『県保健福祉部精神保健福祉センター、県保健所、保健福祉部薬務課』

令和 4 年度の相談件数は 206 件であり、その約 47%は仙台市内の相談であった。薬物相談の内訳については、覚醒剤(31.6%)、大麻(14.1%)、有機溶剤(9.2%)、その他(45.2%)の相談があった。

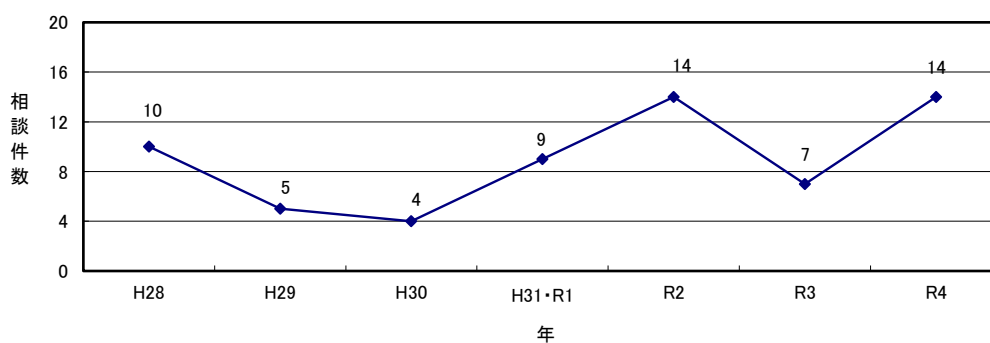
覚醒剤や大麻など法律で規制されている薬物については、東北会病院などの医療機関や仙台ダルク、アロー萌木等の民間団体に相談するケースもある。これらの関係機関との連携を更に強化し、互いの強みを活かす体制を充実させていく必要がある。

3 関係資料

表 2-4-1 保健所及び精神保健福祉センター（仙台市含む）の相談状況

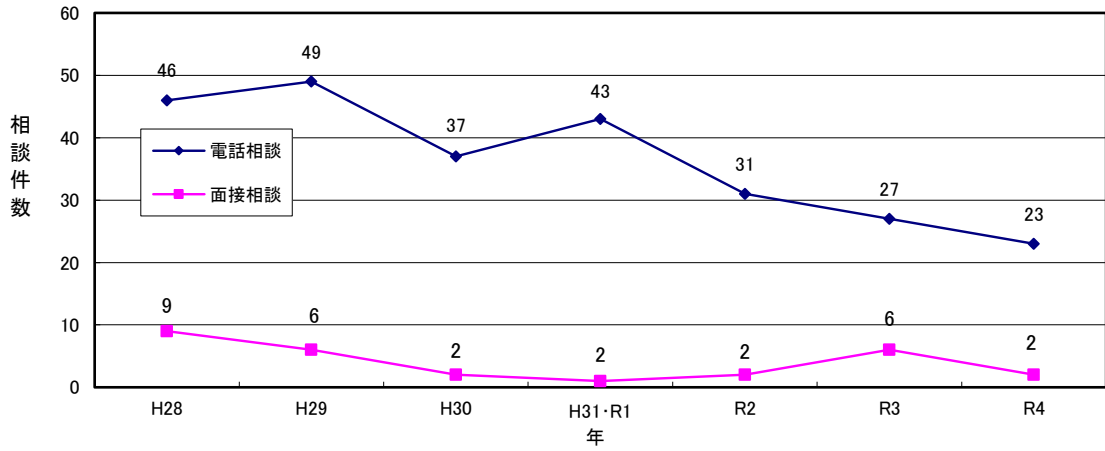
	保健所	精神保健福祉センター
H28 年度	45 件	27 件
H29 年度	52 件	31 件
H30 年度	84 件	38 件
H31・R1 年度	43 件	73 件
R2 年度	64 件	97 件
R3 年度	102 件	108 件
R4 年度	85 件	121 件

図2-4-1 県警察本部「銃器・覚醒剤110番」での相談数



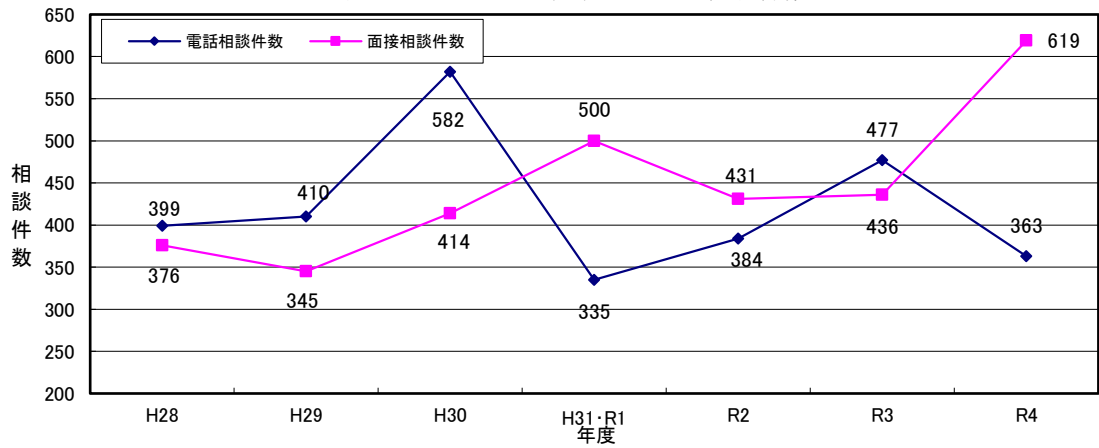
出典：県警察本部銃器薬物対策課

図2-4-2 東北厚生局麻薬取締部での薬物関係相談数



出典：東北厚生局麻薬取締部

図2-4-3 アロー萌木における相談件数



出典：アロー萌木

対策5 薬物乱用者及びその家族への支援等

1 個別目標と各種事業

個別目標
① 薬物依存の理解と薬物乱用者及びその家族の支援のための情報収集や研修会を開催する。 ② 保護観察所等の処遇機関で引受人会を開催し、薬物乱用に悩む家族を支援する。 ③ 薬物乱用者等の生活再建を図るため、就労支援や社会貢献活動、再乱用防止教育等を実施し、再乱用に陥らせないようにする。
各種事業
【取組 5-1】 薬物依存に関する研修会等の開催 【取組 5-2】 薬物依存に関する情報収集、調査等の実施及び情報提供 【取組 5-3】 薬物事犯対象者の引受人会の充実 【取組 5-4】 刑務所出所者等就労支援事業 【取組 5-5】 立ち直り支援活動の推進 【取組 5-6】 薬物依存者及び家族支援の充実

2 施策の実施状況

【取組 5-1】 薬物依存に関する研修会等の開催
【機関名】 県保健福祉部精神保健福祉センター
【事業の概要】 地域支援者を対象に、依存症支援に際して活用できるスキルの習得を目的として研修を行う。
【実施結果及び評価・考察】 依存症関連問題として研修ⅠとⅡの2回行った。研修Ⅰでは依存症関連問題を理解し、支援方法を学ぶことを目的として外部講師を招き実施した。当事者の発表を入れたところ好評であった。研修Ⅱでは行動変容が難しい対象者の理解と関わり方を学ぶことを目的として、外部講師を招き実施した。今後も引き続き、地域支援者のスキル取得を目的とする研修について企画を行っていく。回復過程のイメージを持ってもらうために、講義だけではなく当事者や関係機関の話も組み合わせた研修を企画するなど研修内容の充実を図っていく。

【取組 5-2】 薬物依存に関する情報収集、調査等の実施及び情報提供

【機関名】 県保健福祉部精神保健福祉センター

【事業の概要】

依存症支援関係機関との意見交換、情報収集を行う。

【実施結果及び評価・考察】

薬物依存症地域支援者ネットワーク協議会への参加のほか、随時、依存症支援にかかわる医療、行政、民間団体等から意見を伺いながら、情報収集を行った。

医療、司法、地域の民間支援団体とともに、引き続き連携しながら支援の充実を図っていく。

各団体との連携を深め、依存症当事者グループ支援に向けて支援の充実を図っていく。

【取組 5-3】 薬物事犯対象者の引受人会の充実

【機関名】 仙台保護観察所

【事業の概要】

薬物依存に関する治療の必要性について理解を深め、適切な関わり方を学びながら、薬物事犯対象者の家族等の負担感を軽減するほか、健全な生活を取り戻すことを目的として引受人会を開催する。

【実施結果及び評価・考察】

引受人会について集団で5回実施し、延べ52人が参加した。昨年と同じ会場である保護観察所、仙台ダルク、宮城県精神保健福祉センター、仙台市精神保健福祉総合センターを会場として実施した。

引受人会の実施内容については、上記団体のほか、NA 仙台グループ、東北会病院、仙台家族会等関係機関・団体の協力を得て行った。

仙台ダルク、宮城県精神保健福祉センター、仙台市精神保健福祉総合センターを会場とすることで、引受人に対する薬物依存の理解が深められた。関係機関の協力を得ながら実施することで地域の相談機関に引受人がつながる可能性が高くなると思われる。集団で定期開催するほかに、必要に応じ個別開催も検討していき、なるべく多くの引受人等の支援につなげたい。

【取組 5-4】 刑務所出所者等就労支援事業

【機関名】 宮城労働局

【事業の概要】

刑務所出所者等（刑事施設に収容されている懲役受刑者、禁固刑受刑者及び少年院の在院者）並びに更生保護法第48条又は売春防止法第26条第1項の規定による保護観察の対象者及び更生保護法第85条第1項の規定による更正緊急保護の対象者）の就労確保は、その改善更生を図り、再犯を防止する上で極めて重要であることから、矯正施設、保護観察所及び職業安定機関等が密接に連携し、就労支援事業を展開する。

【実施結果及び評価・考察】

矯正施設、更生保護機関及び職業安定機関等が連携を図りながら就労支援を実施した。特に矯正施設や保護観察所から依頼された「支援対象者等」に対しては、個別担当者制による就労支援を実施した。令和4年度における支援対象者数は91名、就職者数は44名となっている。今後も矯正施設、保護観察所及び職業安定機関等が密接に連携し、支援対象者等個々の状況に応じたきめ細やかな就労支援が重要と考える。

【取組 5-5】 立ち直り支援活動の推進

【機関名】 県保健福祉部社会福祉課、県警察本部少年課、県警察本部銃器薬物対策課

【事業の概要】

『県保健福祉部社会福祉課』

福祉的支援を必要とする矯正施設出所予定者に対して相談支援を行う「地域生活定着支援センター」を設置し、社会復帰と地域生活への定着を支援した。

『県警察本部少年課』

薬物乱用は、薬への依存性から再犯率が高く、重大事件を引き起こす温床になり得るので、薬物禍に陥る少年に対する効果的な立ち直り支援を推進する。

『県警察本部銃器薬物対策課』

関係機関と連携を図り、立ち直り支援の環境を整えるほか、再乱用防止パンフレットを閲覧・配付するなどして、被疑者の再乱用防止を支援する。

【実施結果及び評価・考察】

『県保健福祉部社会福祉課』

「地域生活定着支援センター」

- ・コーディネート業務 31人
- ・相談支援業務 21人
- ・被疑者等支援業務 10人

高齢又は障害を有するために福祉的支援を必要とする刑務所等の矯正施設退所予定者等に対して、社会復帰と地域生活への支援を行うもので、事業の継続が必要と考えられる。

『県警察本部少年課』

薬物乱用少年のうち支援対象となる少年はおらず、支援活動はなかった。

今後も薬物乱用少年を発見・検挙した際には、立ち直り支援を念頭においた活動を推進する。

『県警察本部銃器薬物対策課』

保護観察所等と連携の上、立ち直り支援に従事したほか、執行猶予判決が見込まれる薬物乱用者に対し、再乱用防止パンフレットを閲覧・配付した。

立ち直り支援の重要性を認識し、関係機関と連携を図りながら活動を継続する。

【取組 5-6】 薬物依存者及び家族支援の充実

**【機関名】 東北厚生局麻薬取締部、県保健福祉部精神保健推進室、
県保健福祉部精神保健福祉センター**

【事業の概要】

『東北厚生局麻薬取締部』
再乱用防止事業の実施

『県保健福祉部精神保健推進室』
依存症治療拠点機関にコーディネーターを配置し、依存症患者及び家族等の支援等を実施する。

『県保健福祉部精神保健福祉センター』
当事者・家族の相談
依存症家族教室の開催
SMARPP を活用した当事者支援プログラムを行う。
依存症家族支援関係機関との意見交換や情報収集を行う。

【実施結果及び評価・考察】

『東北厚生局麻薬取締部』
福島県在住の覚醒剤乱用経験者に対し月 1 回の電話連絡、年 1 回の面談を実施し、再乱用防止を支援した。

『県保健福祉部精神保健推進室』
依存症患者や家族に対して、アセスメントや治療への動機付け、心理教育等を実施した。また、市町村や保健所、地域の医療機関職員等を対象に、依存症患者や家族の回復支援に係る必要な助言・指導等を行った。

本県における依存症の相談支援体制及び医療提供体制の整備につながっているものと考えられる。

『県保健福祉部精神保健福祉センター』
令和 4 年度の薬物に関する電話相談は 108 件、面接相談は延べ 41 件であった。
依存症家族教室を年 10 回実施し、薬物依存症の家族は 3 人が参加した。見学者は 3 人であった。

当事者支援プログラムを毎月 1 回実施した。延べ 20 人が参加した。プログラム中断した参加者には電話や手紙などで継続して支援している。参加者からは当センターからの電話を歓迎し「お守り」になるとの言葉もあり、継続支援の必要を感じた。

依存症家族の支援を行う関係機関や依存症家族として活動する団体から当センターを紹介いただきつながったケースが複数あり、連携の効果が感じられた。

依存症家族教室を開催し、3 人の家族が参加した。必要時には家族教室に加えて、個別面接を実施するなどのフォローを行ったことで、家族教室の講義内容と合わせて本人への対応の仕方などを深めることができた。

困っているが相談できる支援機関の窓口を知らない人や、相談していいことだと思っていない人も多い。そのような人たちに情報が届くよう関係機関と連携しながら広報の工夫に努めていく。

対策 6 保護観察所等の処遇機関における指導・再乱用防止教育の充実強化

1 個別目標と各種事業

個別目標
① 対象者への再乱用防止対策を一層充実し、再犯率を減少させる。 ② 更生保護に欠かせない保護司を確保育成する。 ③ 民間団体等と緊密なネットワーク体制を構築し、対象者への支援を充実させる。
各種事業
【取組 6-1】 薬物事犯保護観察対象者等に対する処遇の充実強化 【取組 6-2】 在所者に対する薬物乱用防止の啓発 【取組 6-3】 薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドラインを基にした関係機関との連携 【取組 6-4】 更生保護施設等における薬物事犯対象者の処遇の充実 【取組 6-5】 薬物事犯保護観察対象者に対する就労支援 【取組 6-6】 薬物依存回復訓練委託等の制度的枠組を活用した民間団体・関係機関等との連携強化

2 施策の実施状況

【取組 6-1】 薬物事犯保護観察対象者等に対する処遇の充実強化
【機関名】 仙台保護観察所
【事業の概要】 薬物処遇ユニットを設置し、薬物事犯保護観察対象者等のアセスメントを行い、より適切な処遇を実施するほか、薬物再乱用防止プログラムにおける集団処遇を実施する。
【実施結果及び評価・考察】 薬物再乱用防止プログラムについて、仙台ダルク、アロー萌木の協力を得て、集団処遇を 31 回実施し、薬物事犯保護観察対象者 81 人が受講した。コロナ禍の感染状況に留意し、中止となった回もあったが、感染対策を十分実施しながら可能な範囲で毎月 3 回の集団処遇を実施し、参加人数は前年度より増加した。また、個別のプログラムを実施する際、必要に応じて自助グループのスタッフに同席してもらい、地域の支援団体の支援を受ける動機付けを行うなど、薬物事犯保護観察対象等の担当保護観察官と薬物処遇ユニットが連携し、効果的な処遇を図った。一部猶予刑の対象者については、刑事施設在所中に面接を実施し、薬物再乱用防止プログラム受講の動機付けを行った。

薬物再乱用防止プログラムにおける集団処遇については、集団処遇を忌避する者も一定数存在する。また、男性の集団処遇の参加者が増加し、適宜仙台ダルクのダルクミーティング等を受講することでプログラムの一部免除を行うなどし、人数調整を行うとともに、地域の支援を受けることにつなげた。薬物再使用による取消事案が一定数あるが、再使用に至らない期間を少しでも長くするための働きかけや処遇のありかたを検討し、今後も仙台ダルク等の協力を得ながらプログラムを効果的に実施していきたい。

【取組 6-2】 在所者に対する薬物乱用防止の啓発

【機関名】 仙台少年鑑別所

【事業の概要】

薬物乱用防止に関する図書を備え付け、少年鑑別所在所者に対し、薬物乱用に係る恐ろしさについて積極的に啓蒙を行っている。

定期的に薬物乱用防止に関する視聴覚教材を放送し、視聴後に感想文を書かせることで、薬物乱用防止に対する理解を深めている。

【実施結果及び評価・考察】

薬物乱用防止に関する視聴覚教材の視聴後、在所者それぞれに感想文を記載させているが、薬物乱用の害悪や問題性について理解を示し、考えを深めている様子が見られた。

薬物使用歴の有無にかかわらず、薬物乱用により発生する各種の問題について認識を深める良い機会になっているものと評価する。

【取組 6-3】 薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドラインを基にした関係機関との連携

【機関名】 仙台保護観察所

【事業の概要】

薬物依存のある刑務所出所者等に対する支援について、共有すべき基本的な事項を定め、関係機関相互のより緊密な連携を図るため、協議会等を開催する。

【実施結果及び評価・考察】

「薬物依存症地域支援者ネットワーク協議会」を年間 10 回開催し、薬物依存のある刑務所出所者等に対する支援・連携の在り方を協議。各機関と連携したケースの情報共有や事例検討を行うとともに、当事者の体験談を聴く場面も数回設け、薬物依存症の理解に努めた。また、支援機関の連絡先を掲載したリカバリーカードの活用方法について協議し、同カードを当事者の目に触れやすい場所へ設置することや、県内の大学へ配布依頼し、支援を必要とする当事者への支援につながるよう図った。

コロナ禍ではあったが、ウェブ会議等を活用し、ほぼ毎月の協議会を開催した。協議会構成団体数が引き続きそれぞれの期間の役割を明確にしなが、効果的な連携の在り方を模索し、事案に応じた円滑な協力体制を構築していきたい。

【取組 6-4】 更生保護施設等における薬物事犯対象者の処遇の充実

【機関名】 仙台保護観察所

【事業の概要】

更生保護施設の一室を、自助グループのミーティング会場として提供し、薬物事犯対象者が地域の支援につながるような環境を整える。

【実施結果及び評価・考察】

更生保護施設に薬物事犯対象者を3人委託保護したほか、更生保護施設で開催する自助グループのミーティングに薬物事犯対象者17人が参加した。

更生保護施設を会場とする自助グループのミーティングは休日に開催されており、就労との両立を図る対象者の利用が増加しているため、今後も同様に行っていきたい。

【取組 6-5】 薬物事犯保護観察対象者に対する就労支援

【機関名】 仙台保護観察所

【事業の概要】

公共職業安定所及び就労支援事業所と連携して就労支援を実施し、適性を踏まえた就労と就労定着を促進する。また、薬物事犯保護観察対象者の意向を踏まえ、協力雇用主のもとへの雇用につなげる。

【実施結果及び評価・考察】

必要な者に対し早期に就労が実現するよう就労支援を働きかけた。

就労を継続している者が多いが、薬物依存からの回復を進めながら就労継続をしているという現状を支援者側が理解しながら、面接等によるきめ細やかな処遇が必要であると思われる。

【取組 6-6】 薬物依存回復訓練委託等の制度的枠組を活用した民間団体・関係機関等との連携強化

【機関名】 仙台保護観察所

【事業の概要】

薬物事犯保護観察対象者等に地域における必要な援助等を受けさせ、もって、その改善更生を図るため、民間支援団体における薬物依存回復訓練施設としての登録、委託を促進する。

【実施結果及び評価・考察】

薬物依存回復訓練施設として2団体の登録を更新。薬物依存回復訓練の委託を行った薬物事犯保護観察対象者延べ36人がグループミーティングに参加した。また、上記団体のうち女性用回復訓練施設に初めて薬物事犯者を宿泊委託（1人）した。

引き続き、積極的に民間支援団体への薬物依存回復訓練の委託を行うことを積極的に検討し、薬物事犯保護観察対象者が地域支援につながるきっかけを作っていきたい。

3 関係資料

表 2-6-1 国内における覚醒剤事犯対象者の保護観察期間中の再犯者率等

	H29年	H30年	H31・R1年	R2年	R3年	R4年
保護観察終了者（人）	4,485	4,532	4,415	4,821	4,811	4,914
うち再犯を引き起こした対象者（人）	190	205	312	387	415	380
うち同種再犯を引き起こした対象者（人）	124	138	218	291	314	262
再犯者率（％）	4.2	4.5	7.1	8.0	8.6	7.7
同種再犯者率（％）	2.8	3.0	4.9	6.0	6.5	5.3

- 注 1 保護統計年報による。
- 2 本表において「覚醒剤事犯対象者」とは、保護観察に付される理由となった主な犯罪名又は非行名が覚醒剤取締法違反である者をいう。
- 3 「再犯を引き起こした対象者」とは保護観察期間中、非行又は犯罪により、再処分に処せられた対象者をいう。
- 4 「同種再犯を引き起こした対象者」とは保護観察期間中、覚醒剤取締法違反の非行又は犯罪により、再処分に処せられた対象者をいう。
- 5 「再犯者率」とは、「保護観察終了人員」に対する「期間中に再犯を引き起こした対象者」の人員の比率である。
- 6 「同種再犯者率」とは、「保護観察終了人員」に対する「同種再犯を引き起こした対象者」の人員の比率である。

表 2-6-2 国内における覚醒剤事犯対象者（少年）の保護観察期間中の再犯者率等

	H29年	H30年	H31・R1年	R2年	R3年	R4年
保護観察終了者（人）	89	90	74	95	64	73
うち再犯を引き起こした対象者（人）	12	9	5	9	9	7
うち同種再犯を引き起こした対象者（人）	9	5	4	4	5	4
再犯者率（％）	13.5	10.0	6.8	9.5	14.1	9.6
同種再犯者率（％）	10.1	5.6	5.4	4.2	7.8	5.5

- 注 1 保護統計年報による。
- 2 各用語の定義は、表 2-6-1 の注 2～6 に同じ。

表 2-6-3 本県における覚醒剤事犯対象者の保護観察期間中の再犯者率等

	H29年	H30年	H31・R1年	R2年	R3年	R4年
保護観察終了者（人）	48	37	40	49	50	53
うち再犯を引き起こした対象者（人）	3	2	5	6	5	4
うち同種再犯を引き起こした対象者（人）	3	0	5	6	5	3
再犯者率（％）	6.3	5.4	12.5	12.2	10.0	7.5
同種再犯者率（％）	6.3	0.0	12.5	12.2	10.0	5.7

- 注 1 仙台保護観察所の調査による。
- 2 本表において「覚醒剤事犯対象者」とは、保護観察受理時に「覚醒剤事犯対象者」の類型に認定されたものをいう。
- 3 「保護観察終了者」には、他庁への保護観察事件移送で終了した者を含まない。
- 4 その他の用語の定義は、表 2-6-1 の注 3～6 に同じ。

第3章

基本目標3 指導取締り・水際対策の徹底

薬物のほとんどが外国から密輸されたものであるため、水際対策を強化するとともに県内での密売・不正流通を取り締まることを目的とする。

対策7 取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化

1 個別目標と各種事業

個別目標

- ① 密売組織の実態把握と取締りの強化、関係機関相互の情報共有を図る。
- ② 末端乱用者に対する取締りを徹底し、需要の根絶を図る。
- ③ 関係法令を駆使し、薬物犯罪収益の徹底した剥奪を推進する。
- ④ 暴力団や外国人密売組織の関与する薬物犯罪の取締りを徹底し、壊滅を図る。
- ⑤ 違法薬物等の供給遮断に努め、宮城県内から違法薬物に起因する健康被害をなくす。

各種事業

- 【取組 7-1】 麻薬取締協議会等における関係機関との情報共有
- 【取組 7-2】 薬物密売組織の実態解明、情報収集及び取締りの徹底
- 【取組 7-3】 末端乱用者の徹底検挙と環境浄化
- 【取組 7-4】 暴力団犯罪検挙における余罪としての薬物犯罪検挙を念頭にした捜査の推進
- 【取組 7-5】 麻薬特例法及び組織犯罪処罰法等を積極的に活用した薬物犯罪収益の剥奪
- 【取組 7-6】 不正大麻・けし撲滅運動
- 【取組 7-7】 違法薬物の指導取締り強化
- 【取組 7-8】 特定商取引法及び消費生活条例に基づく販売業者に対する監視等の強化
- 【取組 7-9】 宮城県指定薬物審査会の開催及び知事指定薬物の指定による規制の強化

2 施策の実施状況

【取組 7-1】 麻薬取締協議会等における関係機関との情報共有

【機関名】 東北厚生局麻薬取締部

【事業の概要】

管内各取締機関との情報共有

【実施結果及び評価・考察】

令和4年度北海道・東北地区麻薬取締協議会を書面にて開催し、検察庁・管区警察局・管内各県警察・出入国在留管理局・税関・海上保安本部・米空軍犯罪捜査局・米海軍犯罪捜査局等合計21機関と情報を共有した。

関係機関と最新の薬物情報について共有できた。

【取組 7-2】 薬物密売組織の実態解明、情報収集及び取締りの徹底

【機関名】 東北厚生局麻薬取締部、県警察本部銃器薬物対策課

【事業の概要】

『東北厚生局麻薬取締部』

密売事犯の検挙

『県警察本部銃器薬物対策課』

薬物密売組織の実態解明・壊滅に向けた情報収集及び取締りの強化を徹底する。

【実施結果及び評価・考察】

『東北厚生局麻薬取締部』

徹底した突き上げ捜査を実施して上位者を検挙するとともに、密輸・密売組織に関する情報収集を行い、実態解明に努めた。

税関、警察との合同密輸事件捜査により、複数の密輸関係者を検挙した例もあり、密輸・密売組織の壊滅には、関係機関の連携、情報共有が有効である。

『県警察本部銃器薬物対策課』

情報収集や突き上げ捜査を徹底し、密売組織の実態解明を図ったほか、組織壊滅に向け、各種捜査を推進した。

継続して他県警察や他の捜査・調査機関と連携した取締りを推進し、密売組織の壊滅を図る。

【取組 7-3】 末端乱用者の徹底検挙と環境浄化

【機関名】 東北厚生局麻薬取締部、県警察本部銃器薬物対策課

【事業の概要】

『東北厚生局麻薬取締部』

乱用者の検挙と突き上げ捜査の実施

『県警察本部銃器薬物対策課』

薬物末端乱用者の徹底検挙と密売組織の中枢に迫る捜査の推進

【実施結果及び評価・考察】

『東北厚生局麻薬取締部』

末端乱用者及びその周辺者に対する捜査を徹底し、環境浄化に努めた。

再乱用防止事業の充実を図りつつ、末端乱用者の検挙、環境浄化を推進する必要がある。

『県警察本部銃器薬物対策課』

関係機関と連携し、末端乱用者を徹底検挙したほか、密売組織の壊滅に向けた捜査を推進した。

末端乱用者及び密売人の検挙を足掛かりとして、薬物密売組織の実態解明・壊滅、さらには環境浄化に努める。

【取組 7-4】 暴力団犯罪検挙における余罪としての薬物犯罪検挙を念頭にした捜査の推進

【機関名】 県警察本部暴力団対策課

【事業の概要】

薬物事犯は、暴力団組織の資金源となっている犯罪である。各種事件で検挙した暴力団構成員等の背後に薬物事犯が潜在するという意識を持ち、関係各所に対する広範囲かつ綿密な捜索、積極的な採尿等各種捜査に努めて検挙を図り、銃器薬物対策課と連携した突き上げ捜査を推進して、暴力団組織に繋がる違法薬物密売ルートや資金の流入経路等の実態解明及び封圧に努める。

【実施結果及び評価・考察】

銃器薬物対策課と連携を取り、検挙した暴力団構成員等と違法薬物との関係性を見逃さず、関係箇所の捜索等各種捜査を展開し、潜在化していた余罪薬物事犯等を検挙した結果、令和4年の暴力団等犯罪における総検挙人員の概ね3割を薬物事犯として検挙した。また、違法薬物の密売に関与した暴力団組織幹部構成員等を検挙したことで、違法薬物の県内における蔓延阻止、組織の弱体化及び資金源の封圧に一定の成果を挙げた。

暴力団構成員等を薬物事犯で積極的に検挙したことを端緒として、関係する薬物乱用者の割り出しと検挙、違法薬物供給の遮断など一定の成果が得られた。

【取組 7-5】 麻薬特例法及び組織犯罪処罰法等を積極的に活用した薬物犯罪収益の剥奪

【機関名】 仙台地方検察庁、東北厚生局麻薬取締部、県警察本部銃器薬物対策課

【事業の概要】

『仙台地方検察庁』

犯罪により生じた収益にかかる没収・追徴規定及びその保全制度を十分活用し、犯罪収益等の剥奪の徹底を図る。

『東北厚生局麻薬取締部』

薬物犯罪収益の剥奪による、薬物密売組織を弱体化させる

『県警察本部銃器薬物対策課』

没収保全命令等による薬物犯罪収益等の剥奪

【実施結果及び評価・考察】

『仙台地方検察庁』

公判において、裁判所に対して没収保全の請求をするなど、確実に没収又は追徴の適用が可能となるよう努め、犯罪収益剥奪の徹底を図ることができた。

引き続き、警察を始めとした関係機関と連携し、組織犯罪処罰法を適用して事件の処理前に裁判所に対して没収保全の請求を行うなど、犯罪収益剥奪の徹底を図る必要がある。

『東北厚生局麻薬取締部』

今年度の剥奪実績はないが、今後も密輸・密売組織の弱体化のため、積極的に活用する。

決済手段が多様化し、金融取引の複雑化が進んでいるが、麻薬特例法等の各種法令を活用し、剥奪の徹底を図る必要がある。

『県警察本部銃器薬物対策課』

関係機関と連携の上、業としての不法輸入等、没収保全、追徴保全等の薬物犯罪収益等の剥奪に向けた捜査を推進した。

薬物犯罪は暴力団などの犯罪組織の大きな資金源となっていることから、資金ルートの解明を図り、犯罪収益の剥奪を念頭においた捜査を推進する。

【取組 7-6】 不正大麻・けし撲滅運動

【機関名】 県保健福祉部薬務課

【事業の概要】

栽培が禁止されているけしや自生あるいは乱用のために栽培されている大麻を撲滅するため、これらの不正大麻・けしの発見、除去を行うとともに、大麻やけしに関する正しい知識の普及のための広報啓発を行う。

【実施結果及び評価・考察】

毎年5月1日頃から7月中旬まで、不正大麻・けし撲滅運動を実施し、啓発活動を行っている。啓発活動として、各市町村や関係機関、関係団体に約700枚のポスター、約2,200部のパンフレットを配布した。また、県内各地で自生した不正大麻けしを抜去処分した。植えてはいけないけしが自生していた場所の土地所有者に対しては、翌年以降けしが自生した場合速やかに抜去するように指導した。

抜去実績

	大麻	けし
H30年度	0本	5,942本
H31・R1年度	8本	7,217本
R2年度	21本	10,152本
R3年度	0本	5,509本
R4年度	0本	12,831本

【取組 7-7】 違法薬物の指導取締り強化

【機関名】 東北厚生局麻薬取締部、県警察本部銃器薬物対策課、保健福祉部薬務課

【事業の概要】

『東北厚生局麻薬取締部』

指定薬物の取締り強化

『県警察本部銃器薬物対策課』

危険ドラッグなどの違法薬物が県内に流入・蔓延しないよう関係機関と連携の上、指導取締りを強化する。

『保健福祉部薬務課』

関係機関と連携し、危険ドラッグ販売店の撲滅と県民の健康被害を防止するため、指導取締りを強化する。

【実施結果及び評価・考察】

『東北厚生局麻薬取締部』

今年度、指定薬物事犯の検挙はなかった。

大麻関連物質が乱用され指定薬物に指定されるなど警戒を要する。

『県警察本部銃器薬物対策課』

危険ドラッグ販売店は一掃したものの、インターネットにより、海外から密輸等も可能なため、関係調査機関と連携の上、取締りを強化した。

事案の発生はなかったものの、今後の発生も予想されるため、関係機関と連携の上、取締りを継続する。

『保健福祉部薬務課』

危険ドラッグについては、医薬品医療機器等法の段階的な改正による規制強化や警察、厚生局麻薬取締部、都道府県の連携により、県内の販売店舗は平成 26 年度末時点、全国の販売店舗は平成 27 年時点で一掃されている。

【取組 7-8】 特定商取引法及び消費生活条例に基づく販売業者に対する監視等の強化

【機関名】 県環境生活部消費生活・文化課

【事業の概要】

消費者から寄せられる相談等情報をもとに、販売業者が特定商取引法や消費生活条例に違反していないか監視する。また、薬物乱用対策に必要な情報を覚知した場合は、関係機関と速やかに情報共有する。

【実施結果及び評価・考察】

薬物乱用に係る相談や情報等はなかった。

消費者から寄せられる相談等情報に留意し、薬物乱用対策が必要な情報を覚知した場合は、関係機関と速やかに情報共有し、適切な対応に努める。

【取組 7-9】 宮城県指定薬物審査会の開催及び知事指定薬物の指定による規制の強化

【機関名】 保健福祉部薬務課

【事業の概要】

「宮城県薬物の濫用の防止に関する条例」第 13 条に基づき、興奮や幻覚等、人体への精神毒性を有し、かつ、県内で現に濫用され、又は濫用されるおそれがある物質として知事指定薬物を指定する際に、宮城県指定薬物審査会を開催し、審査委員に知事指定の妥当性について意見を聴く。知事指定薬物の指定により、県内に危険ドラッグが流入するのを阻止する。

【実施結果及び評価・考察】

県では平成 27 年 10 月に施行された「宮城県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき、これまで累計 58 物質を知事指定薬物として指定し、他県等からの薬物流入抑止を図った。

今後も知事指定薬物として指定を積極的に行っている東京都や大阪府と連携し、迅速に知事指定薬物として指定を行い、危険ドラッグ流入の阻止を図っていく。

宮城県指定薬物審査会開催状況

開催年度	知事指定薬物数
H27 年度	12 物質
H28 年度	14 物質
H29 年度	11 物質
H30 年度	2 物質
H31・R1 年度	3 物質
R2 年度	6 物質
R3 年度	3 物質
R4 年度	7 物質

3 関係資料

表 3-7-1 国内における覚醒剤事犯の検挙件数・人員数

	H29年	H30年	H31・R1年	R2年	R3年	R4年
件数(件)	14,496	14,289	12,155	12,292	11,809	9,011
人数(人)	10,284	10,030	8,730	8,654	7,970	6,289

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

表 3-7-2 国内における覚醒剤以外の薬物事犯検挙人員数

	H29年	H30年	H31・R1年	R2年	R3年	R4年
大麻事犯(人)	3,218	3,762	4,570	5,260	5,783	5,546
麻向法事犯(人)	505	528	558	638	639	783
あへん事犯(人)	12	2	2	15	16	3

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

注1 「麻向法」：麻薬及び向精神薬取締法

表 3-7-3 国内における薬物押収量

	H29年	H30年	H31・R1年	R2年	R3年	R4年
覚醒剤(kg)	1,136.6	1,206.7	2,649.7	824.4	998.7	475.3
乾燥大麻(kg)	270.5	337.3	430.1	299.1	377.2	330.6
大麻濃縮物(kg)						90.0
大麻樹脂(kg)	21.9	3.1	14.8	3.6	2.9	5.6
コカイン(kg)	11.6	157.4	639.9	821.7	15.1	42.8
ヘロイン(kg)	70.3	0.0	16.7	14.8	0	0
あへん(kg)	0.0	0.0	0.0	0.0	5.8	0
MDMA等錠剤型合成麻薬(錠)	3,244	12,307	73,915	106,308	80,623	95,614

出典：警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

表 3-7-4 国内における覚醒剤事犯検挙人員に占める暴力団関係者数

	H29年	H30年	H31・R1年	R2年	R3年	R4年
検挙人員(人)	10,284	10,030	8,730	8,654	7,790	6,289
暴力団関係者数(人)	4,796	4,687	3,777	3,592	3,058	2,200
構成比(%)	46.6	46.7	43.3	41.5	38.3	35.0

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

表 3-7-5 本県における薬物事犯別検挙人員数

薬物名	H29年	H30年	H31・R1年	R2年	R3年	R4年
覚醒剤	137	90	89	100	96	68
大麻	33	50	48	61	44	59
不正けし	0	0	0	0	0	0
麻薬	9	15	9	5	11	8
シンナー・トルエン	4	9	2	4	1	4
向精神薬	12	0	0	0	0	1
指定薬物	2	2	0	0	0	3
合計	197	166	148	170	152	143

出典：東北厚生局麻薬取締部・県警察本部銃器薬物対策課・宮城海上保安部(県業務課集計)調べ

表 3-7-6 本県における薬物別事犯検挙件数

薬物名	H29年	H30年	H31・R1年	R2年	R3年	R4年
覚醒剤	190	138	130	150	128	91
大麻	36	71	67	72	55	72
不正けし	0	0	0	0	0	0
麻薬	11	13	14	4	15	11
シンナー・トルエン	7	9	4	4	1	4
向精神薬	5	0	0	0	0	1
指定薬物	6	2	0	0	0	3
合計	255	233	215	230	199	182

出典：東北厚生局麻薬取締部・県警察本部銃器薬物対策課・宮城海上保安部(県業務課集計)調べ

表 3-7-7 本県における薬物別押収量

薬物名	H29年	H30年	H31・R1年	R2年	R3年	R4年
覚醒剤 (g)	72.348	100.794	71.294	1,051.718	0	3,458.504
覚醒剤水溶液 (mL)	238	0	0.3	0	0	0
乾燥大麻 (g)	865.964	67.608	1,831.0969	4,073.942	0	613.194
大麻濃縮物 (g)						986.06
大麻樹脂 (g)	0	2.73	21.653	0.393	1,041.31	0
大麻草 (本、g)	6本 0g	22本 0g	5本 278.952g	295本 194.600g	0本 0g	17本 21.75g
ヘロイン (g)	0.98	0	0	0	0	0
コカイン (g)	0	0	0	0	0	0.312
MDMA (錠、g)	0錠 6.99g	2錠 0g	41錠 0g	14錠 0g	223錠 64.26g	1錠 0.52g
LSD (錠、g)	1錠 0g	1錠 0g	17錠 0g	17錠 0g	0錠 0g	7錠 0.106g
向精神薬 (cap・錠)	0	500	0	0	0	66
指定薬物 (g、ml、個、錠)	192.759g 0ml 0個,0錠	36.51g 0ml 4個,4錠	50.65g 0ml 0個,0錠	26.49g 0ml 0個,0錠	0g 0ml 0個,0錠	40.73g 0ml 0個,0錠

出典：東北厚生局麻薬取締部・県警察本部銃器薬物対策課・宮城海上保安部、
横浜税関仙台塩釜税関支署、横浜税関仙台空港税関支署(県業務課集計)調べ

表 3-7-8 本県における薬物別事犯検挙人員に占める暴力団関係者数と割合

		H29年	H30年	H31・ R1年	R2年	R3年	R4年
覚醒剤	検挙人員（人）	137	90	89	100	96	68
	暴力団関係者数（人）	67	49	61	57	57	42
	構成比（％）	48.9	54.4	68.5	57	59.4	61.8
大麻	検挙人員（人）	33	50	48	61	44	59
	暴力団関係者数（人）	3	9	7	6	7	10
	構成比（％）	9.1	18.0	14.6	9.8	16.0	16.9
麻薬	検挙人員（人）	9	7	9	5	11	8
	暴力団関係者数（人）	0	0	0	0	2	1
	構成比（％）	0	0	0	0	18.2	12.5

出典：東北厚生局麻薬取締部、県警察本部銃器薬物対策課、宮城海上保安部（県業務課集計）調べ

対策 8 正規流通麻薬等の適正な管理

1 個別目標と各種事業

個別目標
① 麻薬業務所に対する年間立入検査率を 35%以上とし、医療用麻薬、向精神薬等の適正管理を徹底させる。 ② 国と県は一層連携し、正規流通麻薬の適正な管理について、医療機関等に対し指導・監督していく。 ③ 麻薬、向精神薬等の適正使用推進のための研修会等を通じて、法令違反を防止する。
各種事業
【取組 8-1】 麻薬、向精神薬等の違法流出防止及び有益性活用のための監視・指導 【取組 8-2】 医療用麻薬等の適正使用に向けた情報提供

2 施策の実施状況

【取組 8-1】 麻薬、向精神薬等の違法流出防止及び有益性活用のための監視・指導
【機関名】 東北厚生局麻薬取締部、県保健福祉部薬務課
【事業の概要】 『東北厚生局麻薬取締部』 医療用麻薬等の横流し等に対する監視 『県保健福祉部薬務課』 麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法等に基づき、医療機関等の立入検査を実施し、麻薬等の譲受け・譲渡し等について必要な監視を行うとともに、適切な保管、管理指導を行う。
【実施結果及び評価・考察】 『東北厚生局麻薬取締部』 不正流通防止のため、管内麻薬等製造業者、元卸売業者、医療機関等に対する立入検査を実施した。過去に発生した事故や不正事犯の事例を麻薬、向精神薬取扱者に示しつつ、今後も継続的に立入検査を実施し、監視指導を徹底する。

『県保健福祉部薬務課』

麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法等に基づき、関係業務所等の立入検査を実施し、麻薬等の不正使用等の防止に努めた。

令和4年度の麻薬業務所数は1,885件で、立入検査実施業務所数は577件であった。年間立入検査率は、30.6%であり、目標の35%を下回った。違反を指摘された麻薬業務所は34件と、令和3年度から増加した。

今後は医療用麻薬のほか、向精神薬等についても関係業務所に対し、適切な保管等管理指導を行う。

	麻薬業務所数 (件)	立入検査実施業務所数 (件)	年間立入検査率 (%)
H30 年度	1,766	627	35.5%
H31・R1 年度	1,744	652	37.4%
R2 年度	1,776	652	36.7%
R3 年度	1,837	541	29.5%
R4 年度	1,885	577	30.6%

【取組 8-2】 医療用麻薬等の適正使用に向けた情報提供

【機関名】 東北厚生局麻薬取締部、県保健福祉部薬務課

【事業の概要】

『東北厚生局麻薬取締部』

医療用麻薬等の横流し等に対する監視

『県保健福祉部薬務課』

医師、獣医師、薬局、医療機関等を対象とした研修会の開催や、各団体からの講師依頼に基づき、麻薬等の適正使用について、引き続き周知する。

【実施結果及び評価・考察】

『東北厚生局麻薬取締部』

不正流通防止のため、管内麻薬等製造業者、元卸売業者、医療機関等に対する立入検査を実施した。過去に発生した事故や不正事犯の事例を麻薬、向精神薬取扱者に示しつつ、今後も継続的に立入検査を実施し、監視指導を徹底する。

『県保健福祉部薬務課』

毎年、麻薬を取り扱う医療機関等からの講師依頼に基づき、医療用の麻薬や向精神薬、覚醒剤原料の適正使用や事故事例について講演を実施しているが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から実施できなかった。

麻薬の取扱量が多い業務所などに対して積極的に研修を行う他、ホームページ等を活用した情報提供などにより、医療用麻薬や向精神薬等の適正使用の徹底を図った。

3 関係資料

表 3-8-1 国内における麻薬の盗難、所在不明件数

	H29年	H30年	H31・R1年	R2年	R3年	R4年
盗 難	12	5	3	2	2	4
所在不明	257	331	295	310	279	259

出典：麻薬・覚醒剤行政の概況

表 3-8-2 国内における向精神薬の盗難、所在不明詐取件数

	H29年	H30年	H31・R1年	R2年	R3年	R4年
盗 難	20	22	22	35	17	18
所在不明	26	31	25	31	34	32
詐 取	67	46	53	52	96	64

出典：麻薬・覚醒剤行政の概況

表 3-8-3 本県における麻薬の盗難、所在不明件数

	H29年	H30年	H31・R1年	R2年	R3年	R4年
盗 難	1	0	0	0	0	0
所在不明	5	3	2	0	3	6

出典：県保健福祉部薬務課

対策 9 水際対策の徹底

1 個別目標と各種事業

個別目標
① 入管法に基づく薬物関係外国人の退去強制、偽変造文書対策等の厳格かつ的確な実施により薬物密輸入を阻止する。 ② 関係機関の連携強化を図る。 ③ 海上・沿岸、空港等の監視体制の強化及び取締りを徹底する。
各種事業
【取組 9-1】 出入国管理及び難民認定法に規定する退去強制事由に該当する外国人に関する関係機関からの通報に係る対応体制の充実 【取組 9-2】 個人識別情報を活用した入国審査及び偽変造文書対策等の厳格かつ的確な実施 【取組 9-3】 関係機関の連携強化 【取組 9-4】 漁協等に対する洋上取引等の情報収集、中型監視艇等を活用した取締りの徹底 【取組 9-5】 港湾関係者からの情報及び事前情報に基づく取締り、貨物検査の強化 【取組 9-6】 航空関係者からの情報収集、不正薬物密輸事件等の分析 【取組 9-7】 海事関係者に対する指導・啓発活動

2 施策の実施状況

【取組 9-1】 出入国管理及び難民認定法に規定する退去強制事由に該当する外国人に関する関係機関からの通報に係る対応体制の充実
【機関名】 仙台出入国在留管理局
【事業の概要】 覚醒剤取締法等の薬物関係法令違反により有罪判決が確定した外国人については、出入国管理及び難民認定法第24条第4号チに規定する退去強制事由に該当し、判決確定後速やかに退去強制手続を行う必要があることから、これら外国人に関する関係機関からの通報に係る連絡・対応体制の充実等、更なる連携強化を図る。

【実施結果及び評価・考察】

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響も徐々に落ちつき、関係機関が集う場面も増えた。関係機関との間で構築してきた通報・受理体制を継続して運用できたことで、薬物関係法令違反で退去強制事由に該当した外国人の退去強制手続を行う上での支障はなかった。今後も継続して各関係機関との連携の強化に努め、厳格かつ確実な退去強制手続の遂行を継続して図っていく。

【取組 9-2】 個人識別情報を活用した入国審査及び偽変造文書対策等の厳格かつ的確な実施

【機関名】 仙台出入国在留管理局

【事業の概要】

県内空海港においては、個人識別情報（指紋及び顔写真）を活用した厳格な入国審査を実施するとともに、旅券等の鑑識を確実に実施し、偽変造文書を行使して不法入国しようとする薬物法令違反外国人等の入国を水際で阻止する。

【実施結果及び評価・考察】

新型コロナウイルス感染症の影響により県内空海港における国際線旅客便及び旅客船の運航は中止となっていたが、令和4年12月に仙台空港における同旅客便の運航が再開して以降、個人識別情報を活用した厳格な入国審査及び偽変造文書鑑識等を確実に実施してきた。関係機関と連携の上、今後も継続して厳格かつ的確な入国審査を実施する必要がある。

【取組 9-3】 関係機関の連携強化

【機関名】 仙台地方検察庁、横浜税関仙台塩釜税関支署、横浜税関仙台空港税関支署、東北厚生局麻薬取締部、宮城海上保安部、県警察本部銃器薬物対策課

【事業の概要】

『仙台地方検察庁』

関係機関主催の協議会等に参加し、情報の交換を行う。

『横浜税関仙台塩釜税関支署』

関係機関との人事交流、密輸入対策会議の開催、研修への相互派遣及び密輸入を想定した合同取締訓練を実施する。また、関係機関との現場レベルでの情報交換の一層の推進、共同で行う船舶に対する検査、張り込み、調査等の連携強化を図る。

『横浜税関仙台空港税関支署』

薬物取締に関する意見交換や連絡体制について意識合わせを行うなどして、関係取締機関との連携強化を図る。

『東北厚生局麻薬取締部』
積極的な合同捜査の実施

『宮城海上保安部』

仙台塩釜港及び石巻港の入港する外国船に対し、関係取締機関と連携して、綿密な立入検査を実施することにより、本邦への薬物等の密輸を未然に防止する。

『県警察本部銃器薬物対策課』

関係する都道府県警察や取締機関と連携し、薬物密売組織の実態解明と取締り、水際対策を強化する。

【実施結果及び評価】

『仙台地方検察庁』

コロナ禍において、各種協議会が中止又は書面開催となったが、個々の事件捜査における打合せ等により、担当者間での情報交換を行い、情報の共有を図ることができた。引き続き、関係機関と情報交換等を行い、連携を密にし、適切な捜査・公判の遂行について協力を得られるように努める必要がある。

『横浜税関仙台塩釜税関支署』

関係機関との人事交流、研修会への講師派遣及び情報共有を図った。

新型コロナウイルスの感染防止の観点から共同での訓練や検査等の実施はできなかったが、今後も継続的な人事交流や情報共有を実施し、連携強化を図る。

『横浜税関仙台空港税関支署』

関係取締機関と薬物取締に関する意見交換を行うとともに、連絡体制について意識合わせを行い連携強化を図った。

不正薬物の水際取締を強化するには関係取締機関との連携が重要であることから、今後も継続して連携の強化を図る。

『東北厚生局麻薬取締部』

管内で発生した密輸事件につき、宮城県警察、横浜税関と合（共）同捜査を実施した。また、密輸事件以外でも県警と情報を共有しつつ合同で事件捜査を行い、連携した取締りを実施した。捜査の実効性を高めるため、関係機関との連携は有用であり、今後も関係強化に努めたい。

『宮城海上保安部』

仙台塩釜港及び石巻港の入港する外国船に対し、関係取締機関と連携して、綿密な立入検査を実施することにより、本邦への薬物等の密輸を未然に防止することができた。

関係機関との連携強化を図ることで、本邦への薬物等の密輸を防止し、水際対策の徹底を図ることができた。薬物等の事犯摘発には関係機関との連携強化が重要であることから、積極的に情報交換及び立入検査を実施し、強固な連携の維持に努める。

『県警察本部銃器薬物対策課』

各捜査・調査機関と合同・共同捜査を展開し、薬物密売事件被疑者を検挙した。

今後も各捜査・調査機関と連携を密にし、情報共有の上、水際対策を推進する。

【取組 9-4】 漁協等に対する洋上取引等の情報収集、中型監視艇等を活用した取締りの徹底

【機関名】 横浜税関仙台塩釜税関支署

【事業の概要】

不正薬物等の洋上取引対策として、県内の各漁協等関係者に、税関の不正薬物等に関する取締り等の取組を周知し、理解を得ることで情報収集の強化を図る。

また、中型監視艇を使用した洋上巡回、取締り、各漁港等への陸上巡回・取締りを強化し、密輸入防止強化を図る。

【実施結果及び評価・考察】

県内の各漁業関係者に情報提供依頼パンフレットを配布し、税関の取締りに対する理解を深めてもらうとともに、密輸情報提供依頼を行った。また、監視艇による漁港周辺海域に対する海上巡回及び車両による漁港巡回並びに情報収集を実施した。

情報提供依頼並びに海上及び陸上巡回による取締りを実施したことにより、更なる情報の提供及び通報体制の強化が図られた。

【取組 9-5】 港湾関係者からの情報及び事前情報に基づく取締り、貨物検査の強化

【機関名】 横浜税関仙台塩釜税関支署

【事業の概要】

港湾関係者に対して情報提供依頼を行い、入手した情報及び事前情報に基づく貨物検査の強化を図る。

【実施結果及び評価・考察】

港湾関係者からの不審情報の提供はあったが、不正薬物発見につながるものはなかった。事前情報に基づく貨物検査を継続して実施した。不正薬物に関する情報はなかったが、事前情報に基づく検査の強化を行ったほか、港湾関係者に対し、不正薬物の国内流入阻止の必要性を訴えることができた。

【取組 9-6】 航空関係者からの情報収集、不正薬物密輸事件等の分析

【機関名】 横浜税関仙台空港税関支署

【事業の概要】

関係機関及び関係者から情報収集を行うとともに不正薬物密輸事件の分析を行い、分析結果に基づいた効果的な水際取締を実施する。

【実施結果及び評価・考察】

関係機関及び関係者から情報収集に努め、過去の摘発事例や他空港の密輸入事件を参考に、注意すべき手口や傾向などの分析を行った。

効果的な水際取締を行うには、情報の収集・分析に基づいた取締りが不可欠であり、今後も継続していく。

【取組 9-7】 海事関係者に対する指導・啓発活動

【機関名】 宮城海上保安部

【事業の概要】

フェリー乗組員等の海事関係者に対し、危険ドラッグ等の薬物が人体に及ぼす影響や、船内における乱用者への対応に関する講習会を実施するとともに、情報提供を呼びかけ、薬物事犯の対応に万全を期す。

【実施結果及び評価・考察】

フェリー乗組員等に対し、講習会を実施すると共に、薬物乱用者等への対応能力を強化させるため、合同で訓練を実施した。また、フェリー乗組員等に対し、不審事象発見時の情報提供を呼びかけ、旅客ターミナルにおける警戒を実施した。

過去、フェリー乗組員からの情報を端緒として、薬物の摘発に至った事例もあることから、引き続き海事関係者に対する指導や啓発活動を実施し、薬物事犯の対応に万全を期す。

宮城県薬物乱用対策有識者会議設置要綱

(設置)

第1 県内における薬物乱用対策の推進に当たり、広く県民の意見を反映させるため、また、宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年条例第69号）第12条に規定される組織として、県民、医師、学識経験者、事業者、民間団体等で構成する宮城県薬物乱用対策有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 有識者会議は、次に掲げる事項について協議及び助言を行うものとする。

- (1) 宮城県薬物乱用対策推進計画に関すること。
- (2) その他薬物乱用対策に関すること。

(組織等)

第3 有識者会議は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、県民、医師、学識経験者、事業者、民間団体等のうちから知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4 有識者会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、有識者会議の事務を総括し、有識者会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 有識者会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて有識者会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6 有識者会議の庶務は保健福祉部薬務課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月9日から施行する。

宮城県薬物乱用対策有識者会議委員

氏 名	職 名
飯室 勉	特定非営利活動法人仙台ダルク・グループ 仙台ダルク代表
石井 義之	宮城県PTA連合会副会長
石川 達	医療法人東北会 東北会病院理事長
石橋 美幸	公募委員
金井 嘉宏	東北学院大学教養学部 准教授
北村 哲治	一般社団法人宮城県薬剤会副会長
木村 智	宮城県保護司会連合会事務局長
佐竹 節子	特定非営利活動法人仙台ダルク・グループ アロー萌木 非常勤相談員
宮腰 英洋	仙台弁護士会

(五十音順、敬称略)

宮城県薬物乱用対策推進本部設置要綱

(設置)

第1 薬物乱用対策について、関係行政機関相互間の緊密な連携を図り、総合的かつ積極的な薬物乱用対策を推進するため、また、宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年宮城県条例第69号）第12条に規定される組織として、宮城県薬物乱用対策推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(任務)

第2 推進本部は、次に掲げる事項について検討、審議し、その推進を図ることを任務とする。

- (1) 薬物の乱用対策の総合的な施策に関すること。
- (2) 宮城県薬物乱用対策推進計画の策定、推進及び進行管理等に関すること。
- (3) その他薬物乱用対策に関すること。

(組織)

第3 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は知事の職にある者を、副本部長は保健福祉部長及び県警察本部長の職にある者を、本部員は別表1に掲げる職にある者に委嘱し又は充てる。

(推進本部の運営)

第4 本部長は、推進本部を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故ある時は、その職務を代行する。

3 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて召集し、その議事を主宰する。

4 本部長は、必要があると認めるときは、本部構成員以外の者に対し会議への出席を求めることができる。

(幹事)

第5 推進本部にその任務を分掌させるため、幹事を置く。幹事は関係行政機関の職員で本部長の指名した職にある者とする。

(事務)

第6 推進本部の事務は県保健福祉部薬務課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和48年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月2日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年7月21日から施行する。

附 則
この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

別表1

宮城県薬物乱用対策推進本部員

	職 名
本部長	宮城県知事
副本部長	宮城県保健福祉部長
〃	宮城県警察本部長
本部員	仙台少年鑑別所長
〃	仙台保護観察所長
〃	仙台出入国在留管理局長
〃	仙台地方検察庁刑事部長
〃	横浜税関仙台塩釜税関支署長
〃	横浜税関仙台空港税関支署長
〃	東北厚生局麻薬取締部長
〃	宮城労働局雇用環境・均等室長
〃	宮城海上保安部長
〃	宮城県総務部私学・公益法人課長
〃	宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課長
〃	宮城県環境生活部共同参画社会推進課長
〃	宮城県環境生活部消費生活・文化課長
〃	宮城県保健福祉部社会福祉課長
〃	宮城県保健福祉部精神保健推進室長
〃	宮城県保健福祉部薬務課長
〃	宮城県精神保健福祉センター所長
〃	宮城県立精神医療センター院長
〃	宮城県教育庁義務教育課長
〃	宮城県教育庁高校教育課長
〃	宮城県教育庁保健体育安全課長
〃	宮城県教育庁生涯学習課長
〃	宮城県警察本部生活安全部長
〃	宮城県警察本部生活安全部少年課長
〃	宮城県警察本部刑事部長
〃	宮城県警察本部刑事部組織犯罪対策局長
〃	宮城県警察本部刑事部組織犯罪対策局暴力団対策課長
〃	宮城県警察本部刑事部組織犯罪対策局銃器薬物対策課長
〃	仙台市健康福祉局保健所健康安全課長

別表 2

宮城県薬物乱用対策推進本部幹事

	職 名
幹事	宮城県保健福祉部薬務課総括課長補佐
〃	宮城県警察本部刑事部組織犯罪対策局銃器薬物対策課銃器薬物捜査指導官
〃	宮城県保健福祉部薬務課監視麻薬班長